

平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 20 年 2 月 22 日（金曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

7 番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

本会議 4 日目になります。きょうは一般質問であります。1 日また皆さんでしっかりと頑張ってもらいましょう。よろしく願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において相澤耀司議員及び松村敬子議員を指名いたします。

---

○議長（阿部五一）

この際、御報告を申し上げます。

本日、7 番雨森修一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

---

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13 番 吉田瑞生議員登壇）

○13 番（吉田瑞生議員）

産業と物産の振興を図るため、多賀城市内で行われている製品や商品を、広く市民に広報することについて伺います。

一つは、多賀城市役所の 1 階に、製品や商品の展示コーナーを設置して、多賀城市内における生産・製造、つくられている「粋」を知り、物づくりを奨励することについてであります。

二つには、展示コーナーの設置の方法や費用について、市民協働社会の取り組みとするために、仙塩工場多賀城地区協議会、多賀城・七ヶ浜商工会、事業者など、関係の機関や団体と協議し、推進することについてであります。

多賀城は、昭和 26 年 7 月に町政を施行、昭和 39 年 3 月に新産業都市建設促進法の指定、昭和 46 年 6 月に仙台港の開港、そして昭和 46 年 11 月に市政を施行し、今日に及んでおります。

この間、史跡のまち、緑のある住みよいまち、近代的工業のまち、これら三つの柱を唱えてまいりました。

多賀城市内には、内外に誇れる多くの会社、工場が存在し、操業しています。そして、ここでは、他に類を見ない製品を、次の企業などが生産しています。

ソニー、東洋刃物、フクダ電子、理研食品、三菱農機、東北電機製造、ゼライス、日本フィルター工業などです。

NHK 総合テレビの日曜日に放送されている「いよっ日本一！」という番組がありますが、多賀城の工場地帯で生産される製品には、まさに日本一のものがつくられているのです。

例えば、テレビ局の各放送会社が用いているカメラのヘッドは、ここ多賀城のソニー株式会社仙台テクノロジーセンターでつくられております。

まさに、物づくり日本大賞に輝くほどの「粋」を、各会社、工場から、生産・製造、製品において知ることができ、誇りと希望の持てるプロフェッショナルと匠のわざに感動を覚える次第であります。

一方、多賀城のお土産と物産品については、苦勞を重ねた年月を経てつくられている商品に、まず第一に思いをはせ、意を配し、ないものねだりに明け暮れることのないように心しつつ、対処することが必要でしょう。

奨励される物産や商品は、以下、次のように挙げることができます。

古代米酒「おもわく伝説」、かわら酒、多賀城みそ、多賀城納豆、多賀城碑拓本、観光絵はがき、多賀城古代漆器、レターセット、梅月堂菓子詰め合わせ、これは銘菓「多賀城瓦」、「多賀城碑」、「多賀城太鼓」などです。フランス菓子シセイドウ菓子詰め合わせ、これは「多賀城サブレ（多賀城瓦）」、「焼菓子つぼの碑」などです。洋菓子「多賀城バナナ」、「沖の石でシュー」。国内、世界のラン展で数々の賞に輝く田口洋ラン園、はだてのタラコなどです。

これら 13 のお土産品などは、いずれも丹精を込めてつくられている商品であります。

地場製品の安全で安心できるよい産品を、いかにお知らせ、お伝えするかが振興策の必要な課題でありましょう。

13 の土産品の一部は、多賀城市役所の 1 階と多賀城観光案内所で紹介されていますが、いまだ不十分な取り扱いなのであります。

このところ問題になっている中国製ギョウザ中毒事件を受け、平成 20 年 2 月 11 日の河北新報によれば、「中国製食品に不安を感じる」という人が 94.2%を占めることが、共同通信社が行った全国電話世論調査でわかったと報道されている状況下にもありますから、地産についてのできばえを推奨することが、一層大事なことでありましょう。

多賀城市内で生産・製造されている製品や商品の「粋」を奨励することは、菊地市長が平成 20 年 2 月 14 日の施政方針で述べた、産業振興と産業創造、多賀城の元気を示す一つの柱・バロメーターとなり、多賀城市の魅力を表現することにもなるでしょう。このことは、多賀城市の活力、都市力とも言うべき視点の指標でもあります。

展示に際しては、現物を初め写真やパネル、ろう細工、説明や解説などの方法を用いて、意匠を凝らしていただきたいと思えます。

国の重要文化財・多賀城碑については、実物大の拓本を掲げ、読み下し文を添えることがよいでしょう。

これらの広報・宣伝や情報発信により、多賀城市民はもとより、全国から訪れる方々に一目瞭然、アピールできることとなります。

大型観光宣伝「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が、平成 20 年 10 月から 12 月の 3 カ月間開催されます。

この事業の目的の一つは、この事業を通じて、地域を見詰め直すこと、地域のよさを再発見すること、地域に自信を持つこととあります。

一過性のこととせず、この取り組みを通して、さらに継続して多角的、重層的に事業推進の機会とすることとありますので、製品や商品の展示コーナーの設置などの施策についても、同様に位置づけて、対処するよう考えていただきたいのであります。

以上、産業と物産の振興を図るため、多賀城市内でつくられている製品や商品を広く市民に広報すること。そのため、多賀城市役所 1 階に製品や商品の展示コーナーを設置して、多賀城市内における生産・製造、つくられている「粋」を知り、物づくりを奨励すること。

また、展示コーナーの設置の方法や費用について、市民協働社会の取り組みとするために、仙塩工場多賀城地区協議会、多賀城・七ヶ浜商工会、事業者などの関係の機関や団体と協議し、推進することについて、市長の所見を求めるものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田瑞生議員の御質問にお答え申し上げます。

本市は、新産業都市の指定を受けて以来、仙台港の背後地としての好立地条件を生かし、多くの企業が進出し、優良な工場地域が形成されてまいりました。吉田瑞生議員御指摘のとおりでございます。

工場地域には、さまざまな技術が集積され、ここから生み出された製品は各方面において利活用されております。

また、観光の分野におきましても、多くの方々に多賀城を知っていただくとともに、地場産品を活用した物産品の開発とヒット商品化を図るため、多賀城市観光協会が主体となり、地場産の食材等を活用した「おいしい多賀城の味」の認定品を、平成 19 年 3 月 26 日から 12 日間、庁舎 1 階ロビーに展示したところでございます。恐らく御存じかと思えます。

今般、吉田議員より御提案のありました、産業と物産の振興を図るため、多賀城市内で作られている製品や商品を広く市民に広報することについてでございますが、本市において生産・製造されているものを広く市民に知っていただき、物づくりに対する奨励を行うことはもとより、本市内外の多くの企業に知っていただくことにより、新たな産業の集積のきっかけともなり、非常に有効と考えられることから、関係団体等に働きかけ、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

また、御提案にありました展示コーナーの設置場所等につきましては、展示物や展示方法との関係から、今後の検討課題といたしたいと思えます。

私も、市庁舎の玄関ロビーのところに、例えば工場地帯の製品などを置くということは、なかなかそれだけのものを置けないというふうに思えますので、どこに置いたらいいか、その辺も工夫して、考えてまいりたいというふうに思っていますし、また、できれば、地場産品である、例えばニラとか、多賀城でできたものを使って、例えば市民市のときに、それを使ってギョウザの競争をしてみるとか、そういうふうな工夫もしてみないかということで、去年も言ったわけでございますけれども、なかなかきっかけづくりができなくて、こ

としあたりは、早くからそういうふうなことも考えて、これから、できれば地場産品をどんどん、どんどん使ったような、そういう商品開発もできるようにしてまいりたいと思います。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

有効な取り組みとして、積極的にこれまでの技術集積されたものを、さらに新産業発展策への礎とする方向で取り組まれるとの答弁を賜りました。

市長も御承知のとおり、多賀城のこれらの、一部でありますけれども、物産の展示というのは、たしか昭和 40 年代だったと思いますが、多賀城市役所のコーナーに展示されていた時代もあるのです。

それから、また、伊藤市長の時代ですけれども、今の多賀城駅前の自転車の駐輪場の一角等を含めて、当時、市長は、（仮称）「産業会館」という方向での建設を目指して、その意向を大きな看板にあらわして、JR から用地の払い下げを受けたということでの、産業の振興に取り組む方向でもあって、その取り組みの中身については、今、駅周辺の中心市街地活性化づくりの方途としても用いられているわけですが、そんな具体策も掲げられて、取り組んできた時代があります。

ぜひ、そんな中身を継承、発展させるという、先人の取り組みのやはり意を体していただきたいと思います。私は今回の質問の背景にも一つは考えてみました。

それから、もう一つの背景は、先ほど、ソニーのヘッドの話を申し上げましたけれども、まさに多賀城市内では相当有力視される工業製品もつくられていると。

市長も御承知のとおり、フクダ電子の医療機器、すばらしいものですが。

それから、理研食品で見れば、まさに三陸でとれるワカメを、まさに純生ですね、ここに理研が本社を置いて、そして製品をつくられていて、食品業界においても大変好評を博しているし、もちろん消費者からも喜ばれているというものも、この多賀城市内で行われている。

さらには、東洋刃物の生産現場を見ても、日本におけるかなりのシェアを持っていて、相当なシェアを持っていて、海外にまで駐在員を置きながら、輸出している産業でもあります。刃物メーカーにおける歴史的な東洋刃物の経過は、市長も十分御承知だと思いますけれども、東北大の金研のその開発研究を製品にまで、工場生産にまで持って行って、今日の体制がつくられている。そういう東北大との非常にモデル的な事業としてもここに存在していて、当時の仙台の米ヶ袋にあった本社も仙台港に移転して、今日に及んでいるという経過などもあります。

そんなことをぜひ踏まえておかなければならないと思って、今回、発言させてもらったのが二つ目であります。

そんなことも重々御承知だと思いますけれども、ぜひ、意を体していただければありがたいものだと思います。

そして、この取り組みをするに当たっては、先ほどの「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の関係も含めて述べましたけれども、これを一つのきっかけにして、機会にして取り組まれば、なお結構だと思います。

そういう意味では、市長が答弁されましたとおり、多賀城の工場地帯で生産されている工業製品そのものを、ずばりここに全部、主要なものも展示することは困難だと思いますから、どういふ方法がいいのか、どんな形態が考えられるのか、ぜひ会社、工場の関係者とも十分協議していただいて、いろいろな方法があると思いますから、年次計画なども方向づけしながら、考え合っただけであればありがたいものだと思います。ぜひ。

もう一つは、こんな思いもありました。市長が上京するときには、例えばの例ですけれども、ソニーの本社も表敬訪問する、そんな市長のトップセールスマンとしての役割も果たしていただきたいというのが、実は三つ目の思いでありました。

そんなことをすることによって、情報や人や技術を、民間の会社組織が多々、各社ともお持ちですから、そういうものも多賀城のまちづくりに、多賀城市のやはりこれからの地域おこしの大きな財産にしていく、東北学院大学との包括協定が図られましたけれども、さらにそれを大きく発展させていく、一部上場企業のメーカーが多数この地区に存在するわけですから、そんな方向づけも含めて取り組んでいただければ、大変心強いと思います。市長の所見を伺います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いろいろ御指摘、ありがとうございました。

やはり、多賀城でどういうものがつくられているかということにつきましては、なかなか市民の方々は、その生産されているものがわからないというふうなこともあるかと思えます。ですから、その生産されているもの、出せるものと出せないもの、これはあるかと思えますので、ぜひそういうきっかけづくりをしていきたい。

また、恐らく、これから多賀城駅を中心とした北側の都市再開発事業、あるいは長崎屋の問題等ありますけれども、これから中心市街地活性化協議会等をつくりまして、これからの都市計画決定され、北側において、中心市街地活性化協議会あたりで、例えば産業会館的なものを含めるかどうか、これがいいかどうかは、今、私が判断するわけにはいきませんが、そういうふうなものでもできれば、逆にいいのかという思いもいたします。

また、できれば、今のソニーの代表ともお会いしてという話がございました。実を言うと、この間、武井代表、前の代表と、それから伊藤代表、今の代表ですが、私と副市長とで、いろいろ2時間半、3時間近くなりましたか、懇談する機会がございまして、今、たまたまソニー本社の代表が宮城県出身ですね。小牛田ですか、中鉢さんという方ですが、やはり世界のソニーですから、「1回会わせていただきたい」という話をしました。ところが、8月ぐらいまで日本に帰ってこないのではないかという、そのくらいやはり忙しい方の方ですので、チャンスをとらえて、ソニーの工場が、工場として出発したのがこの多賀城がたしか初めてですね、そういうふうな関係もございまして、中鉢さん、社長自体が多賀城にいらっしゃったという経過も教えていただきました。

ですから、今後、ソニーとの結びつきも、そのほかにいろいろと、今おっしゃったように、フクダ電子、あるいは理研、東洋刃物、いろいろな形でいろいろとかかわりを持たなければ

ばいけないわけでございますけれども、ぜひ中鉢社長とはお会いしたいと思いますし、今、副市長を中心に、工場地帯に対して、それなりの多賀城市が恩恵を授かったということで、今、そういう会社回りを副市長を中心に今やらせていただいております。何か多賀城市でできることがないかということで、回らせていただいているわけでございまして、それもきっかけづくりになればいいというふうに思っている次第でございます。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

私の思いの背景をもう一つだけ述べさせていただきますが、先ほど、幸いにも、市長から二らの話が紹介されました。まさにそのとおりで、全体的に、私は、いわゆる工業、商業と農業ですね、できれば水産も含めて、畜産も含めてと思っていますが、広く、多賀城が仙塩地区の中核都市としての役割を持つ機能を集積することだと思います。ぜひ各種農業団体を初め商工団体、工業関係団体と、積極的なそういう方向づけを切り開く、土台があるわけですから、素材があるわけですから、それを結集しながら、もう一歩前に進める形での取り組みを、市が、市長が、そのまさに先鞭をつける役割を担っていただきたい。こんな思いなのです。

そうすることによって、先ほども触れましたけれども、多賀城の市民力の再結集を図る、改めて結集をすると。それが都市力にもなるし、多賀城の元気をあらわす源の礎を築く方策でもあると思いますので、その主導的役割を果たす意味において、再度市長の所見を伺っておきます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

吉田議員おっしゃったとおりでございまして、ただ、住まいされている方自身が、やはり自分が住んでいるところにどういうものがあるのかということ、当然知らなければいけないでしょうし、それとともに、工場地帯あるいは農業で働いている方々も、自分は多賀城のために何ができるのかというふうな視点も必要でしょうし、それを市民に知らせることによって、相乗効果が生まれるというふうに思っております。

市民力という吉田議員のお話でございましたけれども、産学官一体となって取り組むということが必要ではないかということで、学院大との包括協定も結べましたので、産学官一体となって取り組んでいく、私も先頭に立って頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員の登壇を許します。

（16 番 根本朝栄議員登壇）

○16 番（根本朝栄議員）

私の質問は、市長の施政方針を受けまして、次の4点でございます。



菊地市長の2度目の、本格的な編成となりましたこのたびの予算は、市長みずからの政策の基本的な方向である四つのビジョンをもとに、平成19年度の新規事業である東北学院大学との包括協定並びに「子ども議会」の開催、また、西部バス「万葉号」の運行、さらには、「多賀城史遊館」の開館など、主要な実績を述べられた後、第四次多賀城市総合計画の政策体系に沿って施策を述べるという、これまでとは異なった、非常にわかりやすい施政方針の内容となっております。

予算の内容についても、大変厳しい財政状況にもかかわらず、多賀城市消防団第5分団のポンプ車の購入を初め各学校及び保育所の耐震補強工事や、老朽化した山王地区公民館体育館の改築に向けた調査を実施するなど、安全・安心を図るための予算を積極的に講じられております。

また、妊婦健診に係る公費負担も、2回から3回に拡充し、児童虐待予防のための新生児全世帯訪問指導及び「学校すくすくプラン事業」の拡充など、子育て支援と教育環境の充実に配慮した予算の内容ともなっております。

これらの点については高く評価しながらも、社会環境と市民のニーズをよりの確にとらえるという観点から、市長の施政方針に沿いながら質問させていただきます。

さて、市長は、施政方針の中で、村井知事の「富県戦略」とのかかわりについて、次のように述べられました。「村井知事が進めている『富県戦略』とのかかわりを深め、多賀城市における新たな産業の誘致、既存企業の事業規模拡大などの産業創造プロジェクトが達成できるよう、多賀城市の役割と責任を果たしてまいります」と述べられました。

また、市長みずから、「トップセールスマンとして積極的に行動してまいります」と決意も述べられました。

皆様御承知のように、宮城県においては、セントラル自動車と東京エレクトロンなどの大きな企業の誘致に成功しております。

みやぎ発展税の導入のときには、さまざまな議論があったようですが、この企業の進出に伴い、みやぎ発展税は的を射た施策として評価されるようになりました。また、この財源をもとに、企業が進出する際の立地奨励金を40億円に引き上げるなど、積極的に誘致活動を加速させております。

さらに、2月6日開催されました県市長会の会議で、村井知事は、各市長に対し、セントラル自動車などの関連企業の進出も視野に入れ、企業誘致を促進する新たな工業用地の造成を要望するとともに、整備費用などの一部を無利子で貸し付ける融資制度を創設する考えを明らかにしており、企業誘致にかける村井知事の並々ならぬ決意が伝わってくる思いであります。

この状況を踏まえるならば、この機を逃さず、村井知事の「富県戦略」に便乗し、多賀城市においても企業誘致へ向け、積極果敢に取り組んでいかなければならないと同時に、その受け皿となる工業用地の確保も一体的に推進しなければなりません。将来の多賀城市のために、安定した税収確保と雇用の創出は欠かせない重要課題であるからであります。

企業の進出が決定しない現段階で、どれくらいの規模の用地をどこに確保するか、また、地権者の皆さんと合議を図ることや、土地の利用計画の変更など、大変難しい課題が山積しております。

しかしながら、これらの課題を克服しない限り、多賀城への企業誘致は達成されないものであり、市長が言われる「役割と責任を果たす」とは、まさにこのことであろうと考えるものであります。

そこで、積極果敢な企業誘致とその受け皿となる工業用地の確保について、具体的に今後どのように取り組まれるのか伺います。

また、この難しい課題を克服するため、この事業を専門的に取り扱う戦略的チームを立ち上げてはどうかと考えますが、あわせて市長の見解をお伺いいたします。

さて、市長は、防犯対策について、本年4月から施行される「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」のことに触れながら、次のように述べられました。

「この条例に基づき、市民参加のワークショップを立ち上げながら、防犯まちづくり基本計画の策定に取り組んでまいります。また、警察や防犯関係団体等との連携のもと、犯罪防止対策推進のための防犯ネットワーク強化事業に取り組んでまいります」と述べられました。

この条例を実効性のあるものとしていくには、市民、事業者の皆様にも周知徹底を図るとともに、認知していただくことが大事であります。

また、多賀城市から犯罪をなくそうとする機運を盛り上げていかなければなりません。

また、青少年を犯罪に巻き込むことのない環境整備も非常に重要な課題でございます。

さて、昨今、特に目につくのが電柱等に貼付されているピンクチラシなどです。これらは青少年に悪影響を及ぼすだけではなく、犯罪の温床ともなりかねない大変重要な問題であります。

このピンクチラシについては、「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」を、宮城県議会において議員提出議案として可決され、平成13年9月1日施行されました。

この条例の第1条（目的）には、「この条例は、良好な風俗環境を害し、街の美観と品位を著しく傷つけるピンクちらし根絶活動を、県、市町村、事業者及び県民等が一体となって促進し、もって清浄な風俗環境及び街の美観を保持するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする」と規定されております。

また、第6条には、「市町村は、当該市町村の区域にピンクちらしのまき散らしが行われ、または行われるおそれがあると認める場合には、地域の実情に応じたピンクちらし根絶活動の促進に関する施策を定め、これを実施する」と、市町村の責務が規定されております。

しかし、残念ながら、このようなすばらしい条例があるにもかかわらず、一向に改善されていないのが現状であります。

このことを重く見た市民団体「八幡太陽会」というグループの皆様が、電柱に貼付してあるピンクチラシをはがすボランティア活動を展開しております。しかし、はがしても、すぐにまた貼付されるという繰り返しの状況が続いており、なかなか改善されないのも現状であります。

当局は、この現状をどのように認識しているのでしょうか。防犯及び青少年健全育成並びに「史都（詩都）多賀城にふさわしい景観」との観点から、県の条例を実効性のあるものとするため、警察機関、電気通信事業者との連携を深め、ピンクチラシの根絶に向けた活動を強力に推進すべきと考えますがいかがでしょうか。

今後の取り組みについて、市長の見解をお伺いいたします。

次に、脳ドック検診についてお伺いいたします。

生活習慣病について、市長は、施政方針の中で次のように述べられております。「なお、今般の医療制度改革に伴いまして、国民健康保険加入者に対する生活習慣病の早期発見・予防を図るため、特定検診並びに特定保健指導を実施してまいります」と述べられました。

最近では、メタボリックシンドローム対策が叫ばれておりますが、生活習慣病の早期発見・予防は、市民の健康保持にとどまらず、介護予防、医療費抑制との観点からも大変重要な施策であり、今後の市の取り組みに大いに期待をするところであります。

さて、私は、これまで脳疾患の早期発見・早期治療に大変有効な脳ドック検診について、平成14年第1回定例会を皮切りに、平成15年第2回定例会、平成17年第2回定例会、平成18年第4回定例会で取り上げ、高額な脳ドック検診を受けやすい環境づくりにするため、脳ドック検診に対する助成制度創設に取り組んでまいりました。

これまでの答弁を踏まえ、当局では、必要性を認識しながらも、日本脳ドック学会のガイドラインの対応方針を示しながら、早期治療体制が確立されていないとの理由で、いまだ実施されていないのが現状であります。

しかしながら、このことについて、私は平成18年第4回定例会の一般質問の中で、明確に先進自治体の例を挙げながら述べさせていただきました。現在、費用は異なるものの、多くの医療機関で脳ドック検診を行っておりますが、私は、その検診に対して助成を出すことを主張しているのであります。

当局はガイドラインでちゅうちょしているのに対し、専門の医療機関ではガイドラインについて何らちゅうちょもせず、脳ドック検診を行っていることを重く受けとめていただきたいのであります。

また、県内の先進自治体の状況を見てみますと、ガイドラインにちゅうちょすることなく、県内13市の中で大崎市、東松島市、登米市、岩沼市、角田市、石巻市と、約半数の6市が実施し、さらに、近隣市町においては、利府町、富谷町で実施しております。

以上のことから、ガイドラインとの理由はもう既に成り立たないと理解をするところであります。

市長は、「国民健康保険の加入者を対象にした特定検診並びに特定保健指導を実施してまいります」と述べられておりますが、その特定検診の枠組みに脳ドック検診も取り入れてはいかがでしょうか。高額な脳ドック検診に対し助成することにより、検診を受けやすい環境づくりを図ることは、市民からも大いに歓迎される施策と認識するところであります。市長の見解を伺います。

最後に、山王市営住宅の建てかえ問題についてお伺いいたします。

山王市営住宅の建てかえ問題につきましては、これまで、平成13年第4回定例会、平成15年第1回及び第3回定例会、平成17年第2回定例会、平成18年第3回定例会、平成19年第3回定例会の一般質問で取り上げ、推進してまいりました。今回で7回目の質問となりました。

数字の7は、ラッキーセブンと言われるとおり、大変縁起のよい数字だと思っておりますが、今回はこの数字にふさわしい市長の答弁を期待したいと思います。

山王住宅の建てかえの理由については、平成 18 年と平成 19 年の第 3 回定例会で申し上げたとおり、地震対策上の問題、計画上の問題、住環境の問題の 3 点の理由に尽きるどころであり、このことについては当局も全く同じ認識であろうと考えます。

市長は、施政方針の中で、「次に公共賃貸住宅に関する施策でございますが、山王市営住宅につきましては、借り上げ住宅制度等を視野に入れて、その対応策の具現化に努めてまいります」と述べられました。

建てかえ問題は、急を要する重要な課題であるにもかかわらず、施政方針の中ではたった 3 行の非常に短い文章になっており、抽象的な表現との印象を受けますが、実は、「具現化」との言葉を引用していること自体、大変重要な意味のある言葉と認識しております。

それは、具現化とは、「実際の物や形としてあらわすこと」を意味するものであり、具体的に山王住宅の建てかえを実現していくとの、市長の強い決意がにじみ出ている言葉であると理解するからであります。市長、いかがでありましょうか。

さて、市長は、昨年平成 19 年度施政方針で、「19 年度中に山王市営住宅の建てかえに関し基本構想を策定する」と述べられました。19 年度中とは、本年の 3 月 31 日までを言い、あと 1 カ月を残すところとなりました。もう既に基本構想は策定済みと考えてよろしいのでしょうか。もし策定済みであるとするならば、その基本構想の内容と実施計画について伺うものであります。

老朽化した山王市営住宅の早期建てかえの緊急性、必要性については、だれもが認めるところであり、菊地市長の英断を強く望むものであります。市長の理解ある答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本朝栄議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、さきの水道事業管理者の設置に関する議案の審議においても若干触れましたが、去る 2 月 6 日に開催された宮城県市長会の知事との行政懇談会において、宮城県における企業誘致についての説明がなされました。

その中で、誘致の関係で企業に出向くと、多くの企業では、宮城県に対する関心が高いことや、仙台港背後地や仙台北部中核工業団地などの工業団地の売れ行きが好調であり、将来的に工業団地の不足が懸念されることと説明がなされ、さらに、特に引き合いの多い仙塩広域都市圏や石巻広域都市圏に属する市町村において、これから工業団地を整備する意向があるならば、平成 22 年度の都市計画の市街化区域と市街化調整区域の見直し、いわゆる都市計画の線引き見直しに向けて早急に準備をしていただきたい、とのことであります。

早速、その日の午後に職員を県庁に向かわせ、詳しい内容を聞いてまいりました。

宮城県の意向といたしましては、この機を逃さず、より積極的に「富県戦略」を展開したく、ぜひとも該当する区域においては、積極的に工業団地を創出してほしいとのことでございました。

そして、企業誘致の成功は、実際にどれほどの期間で企業が立地できるのか、いわばそのスピードがかぎを握っており、最も手続に時間の要すると言われている都市計画の線引き見直しと環境アセスメントを、あらかじめ済ませておいてほしいということでございました。

この背景には、最近の傾向として、先ほど述べられました東京エレクトロンやセントラル自動車などのように、工業団地の造成は進出企業がオーダーメイドで行うことが多く、進出企業との交渉は、都市計画の線引き見直し作業等と並行して行いたいということでございます。

企業誘致につきましては、多くの議員の皆様方から、自主財源の確保のためにも積極的に展開すべきとの御意見をいただいておりますし、私の選挙の公約でもございます。

本市といたしましては、企業誘致については、これからさまざまな問題を極めて短い期間で解決していかなければなりません。今後、多賀城市の持続可能な財政運営にも必要と考えますので、果敢にチャレンジしてまいりたいと考えております。

具体的には、地権者や議員の皆様のお伺いしながら、候補地の検討を進め、当面は都市計画の線引き見直しと環境アセスメントの事務処理をしていくとともに、企業へのトップセールスに努めてまいります。

5月には名古屋で、その後には東京でということで、企業進出に向けてのいろいろと企業と市町村との懇談会等、これはもう予定として組まれておるような状況でございます。

なお、当面、市長公室のプロジェクト推進担当をこの任に当たらせてますが、御質問の専門的な、そして戦略的なチームにつきましては、時期を見て立ち上げてまいりたいと考えております。

私も市長選の折に、産業創造課ということを申し述べた経緯もございます。ですから、恐らくそんなに時間、1年という期間が果たして必要かどうか、産業創造課のような課で対応できる、今、プロジェクトチームは2人しかいませんので、とてもではないですけども、これが具現化してきましたならば、2人では対応できませんので、恐らく全庁的な組織も必要でございましょう。その辺も配慮しながら、今後展開を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2番目の、ピンクチラシの根絶に向けた取り組みについての御質問でございますが、まず、このような違反チラシは、落書きやごみの散乱とともに、無秩序感、不安感を抱かせ、犯罪の温床ともなりかねないことから、市民及び事業者と連携して、除去や清掃などの環境浄化活動を行い、これらの迷惑行為を許さない地域の環境づくりを推進しなければならないと考えております。

「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」は、「何人にも電柱や建物、工作物、樹木などに掲げまたは放置する行為を禁止し、それが行われた場合に、何人でも除去及び廃棄することができ、正当な理由なくこれらの行為を妨害してはならない」と規定しております。

宮城県では、同条例で定めたピンクチラシのほか、例えば闇金融などの違反チラシも対象とするため、みやぎ違反広告物除去サポーター制度を設け、除却推進団体を認定することで、より実効性を高めたものとしております。

本市でも、既に多賀城市青少年健全育成センターのほか、三つの地域防犯ボランティア団体が除却推進団体の認定を受け、違法なチラシを除去する活動を行っております。

しかし、このような活動にもかかわらず、違反チラシの掲示等がなくなるのが現状でございます。

そこで、この活動を一層拡充するため、来る2月27日に、本市と市防犯協会連合会の協働による研修会を開催し、地域の防犯ボランティア24団体、114名が参加し、新たに認定を受けることにしております。

今後とも、犯罪が起きにくい環境を構築するため、ピンクチラシなどの違反広告物を全市的に一掃する体制を推進してまいりたいと考えております。

次に、脳ドックの方でございますけれども、脳ドック検診に対する助成制度につきましては、根本議員からお話のありましたとおり、これまでたびたび御質問をいただきましたが、脳ドック検診の有効性にかんがみ、大変重要な提起と認識しております。

御承知のように、平成20年度から健康保険の保険者ごとに行う特定健診、特定保健指導制度がスタートいたします。根本議員も先ほど触れられましたけれども、市では、市が行う国民健康保険の被保険者がその対象になり、メタボリックシンドロームの対象者を抽出して、保健指導を行うこととなります。

そして、これに関連した脳血管疾患等の防止策の一つとして、脳ドック検診の導入が必要になるのではないかという検討を進めているところでございます。

市民の健康づくり推進、支援するため、早い機会に実現できるよう努力してまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、山王市営住宅の建てかえに関する基本構想についてでございます。

現在のところ、相当議論は進めておりますが、まだ結論には至っておりません。

しかし、財政状況や入居者の世帯状況等から、これまでのように現位置に市が直接行う建てかえは困難と考えておりますので、施政方針で触れているように、民間活力を利用した借り上げ住宅制度も視野に検討しております。

借り上げ住宅制度は、民間が建設した共同住宅を市が一括借り受けた上、市営住宅として低廉な家賃で提供するもので、建物所有者にとっては安定した収入が保証され、さらに、建設には、住宅の共有部分や共同施設に国の補助を受けることができます。

先ほどの具現化に向けた今後の取り組みでございますが、早急に基本構想を取りまとめた上、補助事業として採択を受けるべく、平成20年度には整備手法、実施時期等を総合的に考慮して、地域住宅計画、これは地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画の策定に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

まず、第1点目の、企業誘致関係ですけれども、知事から、各市長に対し、その状況報告がございました。

いつでも議会の中でも議論になりますけれども、やはり安定的な、そして永久的なその財源確保をどうするかと、また、そういう大きな企業が来るということは、安定的に市民の皆さんの雇用の創出も図れると、こういうこともございますから、いろいろな取り組みの

お話がございましたけれども、特に、短い期間でさまざまな課題を克服しなければならないという、そういう問題がこれはどうしてもつきまといまいます。ですから、いろいろ大変だとは思いますが、一つ一つ着実に前進するように、そしてまた、市長のトップセールスで企業誘致をこちらに持ってこれる、持ってくるというそういう勢いで、ぜひとも活動を展開していただきたいとこのように思います。市長の御健闘を御期待申し上げます。

それから、青少年の犯罪という件でございますけれども、まず初めに、多賀城市の犯罪率というのが、おとしは2番目だったのが、昨年6番目に改善されました。

そして、うれしいことに、おとしの新聞の飲酒運転のその犯罪率が、40市区町村の中で32番目と、非常にすばらしい順位になっているということで、これは育英高校の生徒さんのあの大変な事故以来、交通防災課を初め皆さん、お品書きあるいはのれんをつくって、飲食店の皆さんにも御協力をいただきながら、もう全力で市を挙げて推進してきたと、この成果であろうと、まず、この点については評価したいと思います。

後に8市町村がありますけれども、七ヶ宿がゼロで、まあゼロというのはなかなか難しいかもしれませんが、もう少し改善できるよう、また御努力をお願いしたいと思います。

そういう意味で、多賀城市から犯罪を少しでも少なくしていこうということが、一つの大きな基本でございますので、それで多賀城市でも条例をつくりました。

今回はピンクチラシということで、特に多賀城清掃センターのある町前地区がございますが、あそこに水路がございますけれども、あの通りに電柱がありますけれども、軒並みそこに貼付されているのが多いです。

あと、また、そのほかにも貼付されているところがございますが、一生懸命ボランティア活動の皆さんがはがす、もう何十カ所とはがして、その次の日、また同じところに張ってあるというそういう状況が続いていますので、例えば、そういう県から認定を受けて、はがす団体の皆さんがおりますが、先ほど市長からもお話がございました。そういう団体の皆さんがはがした後に、また貼付されるということが予想されるので、いつはがすかを警察機関と連携をとりながら、はがした後、そこを見回りしていただくとか、パトカーで見回りをするとか、すぐにまた張られることのないような、何かその辺、連携をとりながら、うまいアイデアといえますか、つくってやっていただければとこのように思います。

市としても、先ほど答弁がありましたように、2月27日に防犯協議会の皆さんとの会合を開いて、新たな認定をしていくということで、この問題には積極的に取り組んでいくということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、3点目の、脳ドック検診でございますが、非常にきょうは前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

「有効性は認識している」ということで、国民健康保険の被保険者に対して市が行う特定健診、あるいは特定保健指導の内容を踏まえて、国民健康保険者の皆さんを対象とした脳ドック検診の導入を検討していきたいと、これも積極的な前向きな答弁だったとこのように思いますけれども、どうか、ぜひとも導入をいち早くしていただきまして、市民の皆様様の健康保持のために、そしてまた、介護予防、医療費の抑制のためにも、ぜひともこの事業は欠かせない事業だとこのように思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

ここまでは答弁要りません。

山王市営住宅の建てかえに関することですが、1カ月ちょっとしか残っていないのですけれども、では、基本構想はあと1カ月間でできるということですね。まずそれが1点。

それから、具現化というお話を通して、平成20年度、地域住宅計画の策定をするということですが、市長、前に私が言ったことがありますけれども、住宅活用ストック総合計画、名前がちょっと違うかもしれませんが、それをつくったのです。それで、市営住宅は建てかえが必要、あと、市内の、多賀城市にとっては約260戸の公営住宅が必要だと、こういうことが計画の中で明らかになって、多賀城市の山王市営住宅はすぐに建てかえが必要だと、こういう計画の成果が出ているのです。

ですから、山王市営住宅の建てかえに関して、地域住宅計画が必要かと、これもまた予算がかかるのか、これは二つ目の問題です。地域住宅計画を策定するのに、予算がかかるのかと。もしかかるのであれば、要らないと私は思います。そのまま市で、借り上げ市営住宅の方針を定めて、そして事業者を募集して、そして着々と事業を進めるということが肝要だと、私はこのように思いますが、前の計画もあるということもございますから、果たしてこの計画が必要かどうかということをも、その予算と必要かどうか、その中身、それを教えていただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

より具体的な御質問でございますので、建設部長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

それでは根本議員の御質問にお答えいたします。

まず、基本構想でございますけれども、基本構想自体は、建設部自体ではまとめてございます。そして、今現在、庁内合意をいろいろやっているということなので、その辺でもう少し時間がかかるだろうということでございます。

2点目の、地域住宅計画というのは、これは、例えば、市長もお話しになっておりますけれども、いろいろな建設の手法がありまして、今現在では借り上げ住宅が一番制度としてはいいだろうというようなことを視野に入れて、それをやるために補助制度を活用するためには、この地域住宅計画というのをつくらなければならないということなのです。

つまり、今現在、建設部の方でまちづくり交付金というのをやっているのですけれども、その採択を受けるために、まちづくり交付金事業では都市再生計画書というのをつくらなければならないのです。ですから、これは住宅版のまちづくり交付金とだけ思ってください。

そういうことで、この計画というのは一切お金がかかりません。自前の方でそういう計画書を、要は、財政的な問題がありますけれども、いつごろから実施して、こういうふうな形で進んでいくと。この中には、住宅ばかりではなく、いろいろな要素も取り入れること



もできるわけなのです。ですから、そういうものを総括的といいますか、網羅したような計画書をつくっていくということになります。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

わかりました。そのように市長に言っていただければ、すぐ理解できたのですけれども。

いや、ストック総合計画のように、計画をつくってからまた4年も5年も、そういうことをちょっと想像したものですから、大変失礼しました。

これは建てかえのための基本構想をもとに、実施していくために一つの計画を立てて、補助金とか、それからその住宅の内容を借り上げ市営住宅にするにしても、その内容をどうするかとか、そういうことの計画ですね、わかりました。

私、一つ申し上げたいことがあるのです。それは、市営住宅を建てて、これまで市民の皆様提供してまいりました。特に高層住宅の大松団地、そして留ヶ谷市営住宅がございますが、その団地、一番新しいのは留ヶ谷でございします。私も何回か足を運ぶときがございしますけれども、一番新しいのに、外側から見るとまた立派でよろしいのですが、中のホールに入って、そしてエレベーターに乗る、そうすると、まず汚れていますね。そして、何といいましょうか、普通のマンションなら、自分の持ち物ですから、入った瞬間、ホールからエレベーターから、そのベランダからきれいですね。そして管理の方もいますね。市営住宅は市のお金で建てて、皆さんに提供しているということでございしますけれども、やはり大事にしていく、そういうことが私は必要だとこのように思うのです。

ですから、何年たってもこの団地はいつもきれいだ。入った瞬間にごみ一つ落ちていないし、エレベーターにも落書きもない、それから飛ばした跡もない、常にきれいになっている。そういうきれいになっているところは、なかなか落書きもしづらいということもございします。

ですから、借り上げ市営住宅の、先ほど計画を立てるときに、市の方の考え方の中に、やはりそういうところまで、借り上げる業者側に対して、そこまでやってくれるかどうか、あるいは団地の皆様に、団地の会長さんを置いて、いろいろやるわけですね、普通、団地がありますと。その団地の会長さんとも連携をとりながら、常にその住宅をきれいにしていく、模範の住宅に、この山王市営住宅の建てかえに関して、私はやっていただきたいと、こういうこともぜひ計画の中身の内容に取り入れて、計画をお願いしたいとこのように思います。

それから、この平成20年度で地域住宅計画を立てたとすると、この計画に基づいて、21年ごろにスタートするということですか。それとも、その計画を20年度に立てたら、事業者を募集して、スタートするということなののでしょうか。その辺の事業の流れを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（後藤 孝）

この地域住宅計画なのですけれども、やはり策定する前に、例えば借り上げ住宅というふうに決定した場合、例えば、決定した場合には、やはりそれなりに、一番最初は業者の募集が出てくると思うのです。業者の募集をしまして、やはり市の方で、今言われたこともいろいろ網羅した、そういう提言書に対して手を挙げて、「します」というようなことが出てくれば、初めてその計画書の方に移っていくということだと思っております。（「そういうことですか」の声あり）

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は 11 時 20 分であります。

午前 11 時 08 分 休憩

---

午前 11 時 20 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問は、高齢化社会への本市の取り組みについてであります。

「天下をもって己が任となし、天下の憂いに先んじて憂え、天下の楽しみにおくれて楽しむ」、中国・北宋の政治家で文人であった范仲淹（西暦 989 年～1052 年）が、長編詩「岳陽楼記」の中に詠んだ句の一節であります。

政治を司る者が、天下国家の憂いを世の人々がいまだ憂えない前に憂え、人々が楽しんだ後に楽しむものである。何よりも天下国家のことを先にして、自己一身のことは問題にしない。政治を行う者の心構えを説いた言葉であり、天下を治める為政者は、常に人々のことを考えて行動するように、という戒めの言葉であります。

そこから「先憂後楽」ということわざができ、派生して、「後楽園」という名称を付した岡山や東京などで同名の庭園や施設が日本にあります。

今回の私の質問は、1 世代後、あるいは 2 世代後の多賀城の住民が議事録を読んだとき、まるで取り越し苦労の質問と評価されるものであってほしいと思います。

私は、先憂後楽を体現したいがために、今回の質問の稿を起こしました。

昨年 8 月 24 日からの第 24 回全国自治体政策研究交流会議並びに第 21 回全国自治体学会京都・舞鶴大会に参加した際に、私は耳なれない単語を聞きました。「限界集落」という言葉です。

舞鶴から京都への電車の中で、向かいの席に座った人が、京都にある女子大の准教授をしておられる方でした。お互いに同じ会場からのバスに乗り、同じ電車の同じ車両に乗り合わせたのですから、自然と会話が生まれました。

どの分科会に参加したのかという私の問いに、「限界集落の将来を考える」第 5 分科会に学生とともに参加したと准教授は答えてくださいました。

「限界集落」という言葉に、げげんそうな顔をした私に、限界集落とは何か、実は、限界集落は限界自治体という定義から細分化されてきたことなどを、准教授は懇切丁寧に解説してくれました。そのときは、「限界集落」という言葉のみが私の記憶の片隅に残りました。

平成 18 年 11 月 19 日の朝、前日、53 歳の誕生日を祝ってもらい、気分よく目覚めた私は、特集記事に興味があったので、近くのコンビニで購入した新聞の記事を事務所で読み、愕然となりました。朝日新聞の特集記事「選択のとき」人口減であるあなたのまちで編を読み、私は西暦 2030 年、2050 年の多賀城の姿はどうなっているのか、しばしの間考え込んでしまいました。

西暦 2030 年、日本の総人口は 1 億 1,758 万人と約 1,000 万人ほど現在の人口より減ります。

一方、65 歳以上の高齢者が占める割合（高齢化率）は、西暦 2005 年の 20.1%から 29.6%に上昇します。今、高齢者 1 人を 15 歳から 64 歳の人 3 人強で支えています、これが 2 人に減ることになります。

また、内閣府によると、2055 年には高齢化率が 40.5%という前例のない高齢社会が現実となる見通しで、高齢者 1 人をわずか 1.3 人の 15 歳から 64 歳の現役世代が支える時代が到来します。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という）の、2005 年の国勢調査に基づいたデータと 2000 年の国勢調査の結果をもとに推計した 2030 年のデータを比較すると、すべての市町村で高齢化率は上がるが、上昇幅が自治体によって異なります。横浜市は、10 ポイント近く上昇するものの、26.6%、政令指定都市の多くも 20%台どまりで、大阪府高槻市などの人口 30 万から 50 万人規模の市も、おおむね 20%台半ばから 30%台半ばです。

ところが、人口 30 万人未満になるとばらつきが出てきます。町村の差は大きく、合併していない自治体で見ると、名古屋市のベッドタウンとして人口が急増している愛知県三好町は最も低く 17.6%、離島の島根県知夫村、知るという字に夫、知夫村は、平成 20 年 1 月 1 日現在、人口 706 名で高齢化率 42.78%が、72.2%となります。自治体の老いるパターンは急増型と細る現役型の 2 層化になります。

急増型の典型は千葉県浦安市です。2005 年の高齢化率で全国の市では最低の 9.1%、高齢者数は 1 万 4,201 人と少ないのですが、2030 年には約 6,300 人の人口増なのに、高齢者数は 2.7 倍の約 3 万 8,000 人に急増します。

東京都や大阪府などの大都市近郊では、浦安市と同様に高齢者の数が急増する自治体が多く、その主な要因は、高度成長期に地方から移り住んだ団塊世代が、2012 年から高齢者の仲間入りをするためです。

もう一つのパターンの細る現役型は、高齢者はさほどふえないのに、現役世代が減ることによって高齢化率が上昇するケースです。社人研の推計には、少子化だけでなく、若者などが進学や就職で地元を離れる分も加味されています。

過疎の地域では、現役世代が減る傾向が顕著になります。その極端な例が津軽半島の先端に位置する青森県今別町です。今別町では、高齢者数が 2005 年の 1,417 人から 2030 年には 1,023 人に減るのに、高齢化率は 37.1%から 66.1%に大幅に上昇します。15 歳から 64 歳の人口が 2005 年の 2,087 人から 457 人と 5 分の 1 近くまで落ち込むためです。今別町では 2005 年は高齢者 2 人を 15 歳から 64 歳の人 3 人で支えています、これが 2030 年になると、1 人が 2 人以上の高齢者を支えることになります。

町の老い方が違えば、2030年に直面する課題も違ってきます。浦安市のように、急激に高齢者がふえる自治体にとって深刻になるのが、高齢者向け費用の増加です。2005年度の浦安市の老人医療費と介護保険の給付総額は、自己負担分を含めて81億1,000万円、社人研の推計どおりに高齢者がふえると仮定すると、2030年度には3倍超の253億2,000万円に膨らみます。

また、都市部は同居率が低く、子供が独立すると高齢者だけの世帯になるケースが多いのです。自律、おのずから律する方です。自律した生活が困難になった高齢者のための施設が、今後相当数必要になってきます。以前、厚生労働省が示した整備計画の目安だと、浦安市には2030年には特別養護老人ホームで569人分、老人保健施設で418人分が必要になってきます。

自治体財政はこれから厳しくなることが予想される中、社会保障費や高齢者向け施設の整備費は確実に増加します。費用が膨らめば、保険料のアップや増税等の住民負担増に直結します。高齢者急増に対応するには、早目の備えが欠かせません。

一方、今別町は、高齢化率は上がるものの、高齢者数は減少します。老人医療費と介護保険の給付総額は、2005年度の8億8,800万円から2030年度には6億8,300万円に減少する見通しです。

しかし安心はできません。現役世代が大幅に減ると、介護の担い手が減るだけでなく、自治体の存続にもかかわってきます。住民税など、今別町の自主財源である町税は、2006年度予算で2億2,200万円、歳入22億2,500万円の1割です。現役世代が減れば、自主財源はさらに落ち込むこととなります。頼みの綱の地方交付税も減少が続いており、勢い町の借金もふえ、2007年3月には36億6,300万円、町民1人当たり96万円になります。

では、本市はどのような老い方をするのでしょうか。平成19年12月31日現在の市内行政区別高齢化率のトップは黒石崎地区の41.404%で、最下位は城南地区の3.822%です。丸山地区と統計上、行政区として扱う自衛隊駐屯地は、高齢化率ゼロ%、市全体では16.674%でした。

黒石崎地区は、宅地開発に伴い、同一の世代が同時期に住宅建設をし、居住を開始したため、住民の年齢が上がるとともに、当然高齢化率が高くなったと思われます。

地区内で世帯当たりの65歳以上の高齢者が多い地区は、これも黒石崎地区で、地区内の世帯数144戸に対し108戸で、75%と高く、次が市川地区で、地区全体で103戸の世帯の中で65歳以上の高齢者を含む世帯は70戸、67.961%でした。市川地区の高齢化率は28.291%で2位でした。黒石崎地区の際立った高さが目立ちます。

実は、黒石崎地区の現状から多賀城市の将来が予測されます。資料を横目に電卓をたたき、市内の高齢化率統計の分析作業中、私の心に、ふと、気温三十六、七度という暑さに汗だくになりながら、ハンカチを片手に熱心に教えてくださった准教授の顔と、「限界集落」という言葉が浮かび上がりました。

「限界集落」とは、65歳以上の高齢者が人口比率で50%を超えた集落を指します。長野大学教授で、高知大学名誉教授である大野晃氏が、1991年に最初に提唱した概念とされています。

「限界集落」には区分があります。最初は存続集落といい、55歳未満人口比が50%以上で、後継ぎが確保されており、共同体の機能を次世代に受け継いでいける状態の集落です。

次が準限界集落です。55歳以上の人口比が50%以上で、現在は共同体の機能を維持しているが、後継ぎの確保が難しくなっており、限界集落の予備軍となっている状態の集落です。

3番目は、限界集落です。高齢化が進み、共同体の機能維持が限界に達している状態の集落です。

最後は、消滅集落です。かつては住民が存在したが、完全に無住の地となり、文字通り集落が消滅した状態の集落です。

高齢化率が県内でも低い方の多賀城市にあって、準限界集落になりつつある地区がさきに述べた黒石崎地区です。

今、都市部においても、都市型限界集落と呼んでも過言でない地区が出現しています。多摩ニュータウンが好例と言えます。1971年に入居が開始され、計画人口34万人のまちで、デパート、スーパーはもとより、小中学校、大学まで整備されました。電車で1時間半ほどの通勤圏が売りでしたが、計画は伸び悩み、人口は21万人、新たな入居者が少なく、当初からの住人が年を重ねるにつれ、高齢化率も高まって、多摩市愛宕三丁目では、高齢化率34.4%と全国平均の21.5%を上回っています。商店街もシャッターが閉まった店がふえました。1962年入居開始の大阪の千里ニュータウンでは、高齢化率43%を超える区域も出ています。

近年、高齢化率が増加した自治体の上位は、1960年代にできたニュータウンのある大都市近郊の自治体です。高齢化率の上昇は40%を超えています。ニュータウン型限界集落の到来が近づいています。10年もすると中山間部の限界集落の高齢化率を追い越してしまうおそれがあります。ニュータウンは同世代でつくられた町なので、一気に高齢化してしまうという例を示しました。

本市のニュータウン型地区はこのような危険をはらんでおります。

大野教授は、高齢者の人口が過半数に達し、財政維持が困難になった自治体を「限界自治体」と名づけました。前述の今別町は、何らかの手だてを講じなければ、限界自治体への道を進むこととなります。

限界集落が自治体内に数多く出現すると、限界自治体化の危険が顕著となります。

私は、漠然とですが、本市はさきに例示した千葉県浦安市のような老い方をするのではと考えました。そこで、やや冒険に近いのですが、手元にある資料をもとに、以下のように考察いたしました。

平成18年3月に議員にお示しいただいた、本市高齢者保健福祉事業計画の介護保険計画5ページに、興味深い文言がございます。計画対象期間の人口推計で、「総人口の伸びはほとんど見られない中、高齢化率はおよそ0.6%の伸びで推移し、毎年360人強の高齢者が増加していくと見込んでいます。また、前期高齢者よりも後期高齢者の方が増加率の度合いが高く、要介護認定者の出現率は引き続き上昇していくものと思慮されます」と書かれております。

平成22年の本市の総人口を6万2,641人、65歳以上の人口を1万1,378人、高齢化率を18.1%と推計しています。若干古いのですが、2004年の宮城県の統計値では、2030年、多賀城市の人口は6万1,423人、高齢化率26.4%となっております。2008年1月31日現在の人口6万2,880人よりわずかに1,457人の減です。推計は高位、中位、低位と、統計の取り方で大きく推計値が変わります。低位推計では、2030年に5万7,800人程度となるおそれがあります。2008年1月31日現在より5,080人の減となり、一つの町が

消滅したのに匹敵する数です。高位、低位推計とも、本市は浦安市のような老い方になる確率が高くなりました。

さて、今議会冒頭の市長の施政方針演説の中に、将来出現するだろう高齢化社会への認識、高齢者急増に対する早目の備えに関する認識はあるだろうか、注意して聞いておりましたところ、「今、我が国では人口減少社会への突入、経済全体が縮小傾向にある状況などを背景に、人口の仕組みが大きく変容してきています」という文言と、「少子高齢化が急速に進む中であっての行政経営は、その社会保障に対する需要の増大など、直面する課題が山積し、引き続き厳しい財政運営を強いられることは明白であります。それゆえに、将来にわたって持続可能な財政を確立しなければなりません」という文言が耳に残りました。

以上、市長以下市当局としては、認識はあるものの、まるで危機感を感じられませんでした。

施政方針演説の中に、セントラル自動車や東京エレクトロンなどの企業誘致のことが触れられておりました。これからは国道4号線の仙台以北が大きく発展します。黒川郡が合併して、黒川市が県内2番目の大きな人口を抱える都市となる要素が多分にあります。そのとき、本市を含む塩釜地区の2市3町が埋没するのではという危惧を私は抱きます。発展の軸は国道45号線をそれ、国道4号線を中心に進むという不安を持つものです。

「備えあれば憂いなし」ということわざがあります。平成20年度中に対策を練り、平成21年度からは、将来到来する猛烈な高齢化社会出現に備えた施策を打つべきと私は考えます。

そこで、質問通告書の質問要旨に書いた(1)市は、将来確実に到来する高齢化社会について、どのようなお考えをお持ちか。

(2)高齢化社会到来に備えた財政的な施策はありますか。

(3)2030年を想定した人口推計をもとに、全庁的な高齢化対策を早急に計画立案すべきと思うが、お考えはか。

以上、3点について、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦泰己議員の質問にお答え申し上げます。

まず、将来確実に到来する高齢化社会について、どのようなお考えをお持ちかということですが、我が国が未曾有の高齢社会を迎えることは、ただいま昌浦議員から詳しく御紹介があったとおりでございます。私も同様の認識をしております。

本市におきましても、高齢化率の上昇を受け、かねてからその対策に取り組んでまいりましたが、高齢者の方々が、健康で、楽しく、心豊かにお過ごしいただくことが、何より重要との見解に立ち、介護予防サービスの提供、敬老会開催や老人クラブ活動等の地域支援、シルバー人材センターへの支援などを行ってまいりました。

今後も高齢化率はより高く、より速く推移していくことが容易に予想されますので、そのときの社会がよりよいものになるよう、政府や自治体のみならず、企業や地域、市民等社会全体で努力して、取り組んでいかなければならないものと思っております。

次に、高齢化社会到来に備えた財政的な施策はおありかとのことですが、急激な高齢社会を迎えるに当たっては、長期的展望に立って、活発な経済活動を促し、新たな財源を創出するしっかりとした経済基盤の構築が必要不可欠と考えます。

そのため、本市では、中心市街地活性化のためのハード・ソフト整備や、「富県戦略」に呼応した産業創造施策を政策重点項目として取り組んでいるところであり、私も、先ほど申し上げましたけれども、今後積極的にトップセールスを行い、これらの取り組みにより、高齢社会に対応した財源の確保を図ってまいりたいと思っております。

次に、西暦 2030 年を想定した人口推計をもとに、全庁的な高齢化対策を早急に計画立案すべきではないかとの御質問でございますが、本市では、平成 23 年度を初年度とする第五次総合計画と平成 21 年度を初年度とする第四次高齢者福祉事業計画の策定に、それぞれ平成 20 年度から着手することにしておりますので、この時点において、本市の実情に合った将来人口推計を作成してまいります。

なお、これらの計画策定に当たっては、高齢社会に対応した施策について、多くの市民の意見に耳を傾けるとともに、保健福祉部門のみならず、教育、産業、市民活動分野などを、有機的に連動する全庁的な取り組みが必要不可欠と考えております。

したがって、長期的展望に立った高齢社会対策の計画立案に当たっては、ともに支え合い、みんなが安心して暮らすまちづくりという地域福祉の基本理念に基づき、市民がそれぞれの個性、暮らし方を尊重し、それぞれの能力を発揮することにより支え合う、新しい協働社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

まず、1 点目の御回答なのですが、市長と私の認識が一致したことを素直に喜びたいと思います。

その認識があつてこそ、これからの政策が展開されていくのだということで、まず、初めの一歩が、認識が共通であるということを理解させていただきました。

この 2030 年なのですけれども、私、そのころ満 77 歳、後期高齢者の仲間入りをして、現役世代に支えられることになる側の人間になるのです。

塩竈市で生は受けたものの、生後 1 年もならずして多賀城に居住を始めて以来、住民票を一度も動かしたことはございません。住みよい、本当に暮らしやすい多賀城に、このままずっと暮らしていきたいと考えておるところでございます。

今回の質問は、将来到来する高齢化社会に対して、今から備えなければならないという思いから実施したことを御理解いただいたと思います。

国、地方自治体は言うに及ばず、御答弁にもあったように、社会全体で備えるよう、市として、どうか環境整備に邁進していただきたいと思うところであります。

2点目ですけれども、高齢者対策だけでは片手落ちだと思うのです。少子化対策も必要だと思います。そのような思いから、前回の一般質問で、妊婦無料健診の回数の拡大について、私も論じさせていただいたところでございます。

何をするにしても、しっかりした財政が確立していなければならない、そう思います。産業創造施策を推進し、2030年には、お年寄りとお子さんの数が同じ人数の多賀城であってほしいと、私は願わずにはおられません。ぜひとも、その点でも鋭意努力を進めていただきたいと思います。

3点目なのですが、全庁的な取り組みが必要と認識していただいて、何か、今聞くとことによると、第五次総合計画と第四次の高齢者福祉事業計画だと、それが着手年度が平成20年度だと。漠然と私も思ったものですから、全庁的な取り組みで計画立案という質問をさせていただいたわけでございます。

これからの一、二年が多賀城の将来を左右する時期である。いわば正念場と言っても過言ではない時期だと私は思います。この辺のことは、市長以下、職員の皆様、しっかりと認識していただいて、事に当たっていただきたいと思います。

再質問なのですが、1点、ここ数年が、先ほど申し上げたように正念場だと思います。長期的展望に立った高齢化社会への対策を計画立案の中に盛り込み、頑張っていきたいと、そのような思いも、当然市長はおありでしょうから、この3番目の質問に関しての、もう一度、市長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

長期的展望に立った考え方ということでございますけれども、人類始まって以来、人口減少社会というのは、だれしも経験したことのない社会でございます。先ほど昌浦議員から、いろいろな形で高齢社会の現状を語る話されたわけでございますけれども、これはやはり多賀城市の人間関係、先ほども出ましたけれども、多賀城市の地域力、要するに、協働して、協力して働くということ、よく私、申し上げましたけれども、そういう構築をどのようにしていくかということが、より大切ではないかと。

当然、その背後には、財政的な基盤の確立も必要でございます。財政的な基盤は、今、多賀城市は御存じのように非常に厳しい状況ではありますが、何とか3年後、4年後には、少しは明るい兆しが見通せるようになるかというふうな思いがするわけでございます。そういう意味では、村井知事の「富県戦略」、願ってもない、願ったりかなったりと言いますか、これがうまく多賀城市に誘致企業が来てもらえれば、プラスアルファ、多賀城市でも弾みが出るでしょうし、そういう財政的な考え方も取り入れながら、市民と一緒に、総体でどういう仕組みを構築するかということに、全力を傾けてまいります。ということでございますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。市長の並み並みならぬかたい決意をお聞かせいただいたと認識させていただきました。



これは、決して高齢化率が高くなったことが、多賀城市の負い目になるのではないのだと。逆に、経験豊富な方たちに多く多賀城市へ住んでいただくのだと、そういう発想で、やはり各世代がきちんと住んでいるような、そのためには産業創造も当然必要な手だての主なものだとも思いますので、どうか、ぜひとも頑張ってくださいたいとそのように思います。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩にいたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 52 分 休憩

---

午後 0 時 59 分 開議

○議長（阿部五一）

1 分早いのですが、おそろいでございますので再開いたします。

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

本題に入る前に、大変申しわけございませんが、私の通告書の一部に誤りがございますので、おわびして訂正させていただきます。

私の通告書で、(2)のところに、「融資された」とありますが、これは「出資」の誤りでございます。よろしく願い申し上げます。

多賀城市における行政評価の取り組みについてお聞きいたします。

行政評価は、投入した資源によって、行政の活動がどのような成果を上げたのかということではないかと思えます。

具体的には、どれだけの資源を投入して、どれだけのものやサービスを提供したのか、行政サービスの顧客や社会全体にどのような影響を与えたのかで、測定されるものではないでしょうか。

行政活動の成果が妥当だったか判断するには、以下の 2 点でのチェックが不可欠ではないかと思えます。

第 1 に、初期の業績目標が達成しているかどうかということでございます。

第 2 に、他自治体との比較です。特に経済性や効率性などの視点では、単一自治体だけでは判断できないのではないのでしょうか。施策目標の判断をするためには、市長の政策や施策レベルからの戦略策定プロセスが第 1 で、第 2 に市民視点からの設計ではないのでしょうか。

第 1 の、戦略策定のプロセスは、都市や地域の将来像や政策目標を明示し、そのための施策展開を図ることで、施策事業の重点化や優先順位をつけることではないのでしょうか。

その根拠は、市民の要望や役割が増大していれば、公共部門として重点的な対応を求められるでしょうし、逆に、要望や役割が減少していれば、重点化の対象から外さなければならぬと思います。

平成 13 年 3 月に作成されました多賀城市中心市街地活性化基本計画、これでございます。御存じだと思いますけれども、この基本計画の基点には、以下のように記述されております。以下、この基本計画の中から要点を紹介させていただきます。

平成 20 年度をめどに、JR 仙石線の連続立体交差化と土地区画整理事業を中心とした多賀城駅周辺地区整備事業が、平成 11 年 3 月に都市計画決定され、いよいよ本市中心市街地の中心的都市機能を担う多賀城駅周辺地区の市心づくりがスタートする運びとなった。

また、平成 12 年度の宮城県消費購買動向調査によると、平成 5 年に出店した多賀城ショッピングセンターや主要道路沿いの商業集積の高まりを背景に、多賀城商圏が独自に形成され、隣接する塩竈商圏をも吸収し、本市が地域経済において中心的役割を担う時期にあると言える。

そこで、平成 10 年の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、いわゆる中心市街地活性化法ですが、の制定を踏まえて、本市においては中心市街地形成を図るため、官民一体となり、その推進に着手するものである。

幸い、中心市街地に関する事業を企画、調整、推進、実施する主体である、TMO 認定を目指す市内商工・サービス業者などによる法人・株式会社「まち・みらい多賀城」が、平成 12 年 5 月 29 日に設立され、各種事業実施に関する環境が整いつつあると言える。

本基本計画は、これらの背景を受け、多賀城駅周辺地区を対象に、中心市街地の形成を図るために必要な市街地整備改善と商業等の活性化に係る事業をまとめ、中心市街地活性化法に基づく基本計画として作成したものである。

今後は、各種事業の実施に向け、これまで官民が協力し合い、積み重ねてきた本基本計画を、着実かつ積極的に推進していくものである。

本基本計画は、「史都 多賀城の市心の構築」という目的に向けて、官民一丸となって中心市街地の形成並びに活性化に取り組む決意を結集したものである。

このように基本計画ではうたわれております。

これらをもとに、多賀城市における行政評価の取り組みから、今回出させていただきましたこれでございます。この中の 24 ページにあります中心市街地活性化事業についてお聞きいたします。

そこには表がございまして、柱、そして縦の系列に総合計画体系、その隣の分には、意図（目指す状態）というのをそれぞれ挙げまして、柱の部分では、総合計画体系では、「安全で快適に暮らせるまち」と、目指す状態では、「市民が安全に暮らしている」と、また、「市民が快適に暮らしている」と。

政策については、「中心市街地」で、目指す状態としては、「賑わいと活力に満ちた中心市街地が形成されている」、また、「多賀城駅周辺地区が住みよいものになっている」、さらに、「多賀城駅周辺地区が利用しやすいものになっている」と。

施策として、計画体系では「中心市街地の活性化」として、目指す状態としては、「種々の都市機能が集積した中心市街地が形成されている」と、さらに、「中心市街地における取り組みが活発に展開されている」と。

以上のような評価が示されておりますが、現時点ではほど遠い状態ではないかと思えます。平成 20 年度には、この表に書いてあるとおりになるのでしょうか。活動指標の補助金額が 19 年度が 82 万 5,000 円に対して、20 年度以降は 45 万円となっていることは、どのようなことを目指しているのでしょうか。

例えば、政策の項目で、中心市街地が目指す状態として、「賑わいと活力に満ちた中心市街地が形成されている」、さらに、「多賀城駅周辺地区が住みよいものになっている」と、また、「多賀城駅周辺地区が利用しやすいものになっている」とありますが、具体的ににぎわいとはどのような状態を想定しておられるのでしょうか。

平成 14 年 9 月に長崎屋が閉店し、ユーアイバスの利用客が 2 割ほど減少いたしました。行政評価で目指す状態とは、どのような姿を描いておられるのでしょうか。それはいつまでに達成しようとしておられるのでしょうか。

国においては、平成 10 年に制定されました中心市街地活性化法に基づき、準備会を経て、平成 12 年 5 月に設立されました TMO 株式会社「まち・みらい多賀城」に、私も参加してまいりました。それらの動きを中心に、平成 13 年 3 月に作成されました多賀城市の中心市街地活性化基本計画が策定され、先ほど紹介しましたが、その基点には、「多賀城市において中心市街地形成を図るため、官民が一体となり、その推進に着手するものである」とうたわれております。

以下、その間の主な動きを要約してお話しさせていただきます。

平成 10 年に NPO 法・中心市街地活性化法が制定されました。私は、平成 11 年に議員となりまして、当時の武田、根本両先輩の了解のもと、伊藤一郎元議員の勧めをいただき、勉強会に参加いたしました。

設立準備会を経て、株式会社「まち・みらい多賀城」に役員として参加いたしました。

平成 14 年 9 月、長崎屋が閉店という流れでございました。

その間、私は、議会で一般質問を 6 回しております。平成 15 年 2 月には市民バスについて質問しました。また、平成 16 年 2 月には、西部路線試験運行バスということでお聞きしました。また、3 回目には、平成 17 年 2 月に長崎屋問題としてお聞きしています。また、平成 17 年 9 月には、仙石線多賀城駅周辺のまちづくりについてお聞きしています。平成 18 年 6 月には、国府多賀城駅周辺の整備と仙石線多賀城駅周辺整備についてお聞きしています。そして、昨年平成 19 年 12 月、多賀城駅周辺の整備についてお聞きしています。

次に、「まち・みらい多賀城」での私が参加した主な活動を紹介させていただきます。

かるたの発売をいたしました。これは教育委員会の 100 年構想実践委員会との協働で作成して、販売いたしました。

ワールドカップが利府でありまして、そのときに国府多賀城駅の乗降客を想定して、売店も開設いたしました。

また、多賀城駐屯地での市民夏まつり「ザ・まつり in 多賀城」にも積極的に参加いたしました。そのときには、青森県から子どもねぶたを買ってきて、盆踊りの中心にも据えました。さらに、舞台の背景には、縦横 5 メートルを超えるあんどんに、外郭南門を印刷し、明かりでそれが浮き上がるようにもいたしました。また、その子どもねぶたがだんだんくたびれてきたときに、改めて今度は御所車もつくってみました。これも中から明かりが出て、盆踊りの中心になりました。

ユーアイバスの運行もさせていただきました。駅前フェスティバルでやかた船も運行いたしました。多賀城高校と共同で多賀城の未来絵画展の開催も行いました。このような活動が主な点ですが、やってまいりました。

ところが、その後、国の方針が大きく変わり、まちづくり3法の改正等による環境の変化に対応すべき、私どもは試行錯誤をいたしました。以下、その動きの主な点を紹介させていただきます。

まちづくりの新たな方向として、商店街に限らず、複合的なまちおこしをとの変更を受けまして、閉店した長崎屋を複合ビルで活用したいとの計画を立てまして、勉強会や視察を重ね、自費で霞が関官庁街に陳情に行き、経済産業省の理解をいただいて、多賀城市当局との話し合いを持ちましたが、残念ながら理解を得られず断念いたしました。

さらに、長崎屋との交渉を経て、駐車場管理を引き受け、経営的には赤字から黒字に転換させることができました。

また、その後、広場駐車場と立体駐車場取得の計画もいたしましたが、また同じく当局の同意を得られず、断念いたしました。

空き店舗活用の多賀城屋も、市の補助金が1年間のため、その後2年間は「まち・みらい多賀城」の負債として残りました。

市民バスの運営も、役員に十分な説明もないまま、市に運営が移行されてしまいました。

多賀城市民100名余りの出資者の方の夢をかけて設立したTMO「まち・みらい多賀城」も、まちづくり3法の大幅な変更や長崎屋の閉店による環境の変化に戸惑いを覚えながらも、先行きを検討してまいりましたが、残念ながら、現時点ではTMOの存在も危うくなりそうであります。

菊地市長は、これからの自治体のあり方として、運営から自治体経営に移行することを強く訴えております。従来の自治体運営から自治体経営の違いは、市長の意志、目的の明確化、その達成にあると思います。

中心市街地活性化事業は、今後どのような考えで、どのような方向に進めようとしておられるのでしょうか。市長の中心市街地活性化事業に向けての明確なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤耀司議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目でございますけれども、行政評価の取り組みについてでございますが、基本的な考え方につきましては、まさに相澤議員がおっしゃるとおりでございます。

さて、先ほど帳表のことを述べていらっしゃいましたけれども、その目指す状態・意図が、平成20年度末にはこのとおりになるのか、現時点ではほど遠い状態ではないのかとの御質問ですが、この帳表は、総合計画の体系ごとに達成すべき状態を記載しておりますので、決して平成20年度末の姿をとらえたものではございません。

さらに、この体系に属する政策、施策は、このソフト事業のほかにも、その前のページにハード事業としての多賀城駅北地区再開発事業があり、このたびやっとスタートラインについたところでございます。

したがって、これらの中心市街地活性化事業は、第四次総合計画から第五次総合計画へと継続して取り組むべきものであることを御理解願いたいと思います。

また、御質問の中で、活性化を進めるとしておきながら、平成 20 年度において補助金が減額となっているとのことですが、さきの補正予算でも審議いただきましたとおり、平成 19 年度の中心市街地活性化支援事業補助金につきましては、事業実施に至りませんでしたので、この補助金 82 万 5,000 円の全額を減額いたしました。現時点では、来年度も補助事業の遂行の見通しが立たないことから、平成 20 年度の当初予算では、予算規模を縮小しているところでございます。

第 2 点目の、株式会社「まち・みらい多賀城」の現状と評価ということでございますが、御紹介のとおり、「まち・みらい多賀城」は、これまで行政では実施しにくいようなさまざまな事業に取り組み、中心市街地の活性化に寄与されてきたと認識しております。

相澤議員はさまざまな体験を先ほど述べていらっしゃいましたけれども、本当に御苦労さまでございました。

平成 12 年 5 月に設立後、その翌年に本市も 500 万円の出資をいたしました。その後、長崎屋が閉店となったり、連続立体交差事業や区画整理事業が進展していくなど、中心市街地に人を呼び込もうとしても、中心市街地を活性化をしようとしても、なかなか物理的にも容易でない状況になりました。

加えて、大きな収入源でありましたパーク・アンド・ライド事業が、相手方から契約を打ち切られるなど、いわば外的要因による経営の変化を余儀なくされました。

さらには、まちづくり 3 法が改正され、いわゆる法律的な後ろ楯を失うとともに、本市といたしましても、法律の根拠がなくなったことから、職員による人的サポートが困難な状況となりました。

「まち・みらい多賀城」の本年度の事業計画案を拝見いたしますと、カードシステム検討事業、空き店舗対策事業などのさまざまな計画があるようでしたが、結果的には、事業のほとんどが中止され、現在は今後の「まち・みらい多賀城」の進むべき方向性について検討されていると聞いておりますことから、会社としての意欲はあるものの、時代の波に翻弄されたということが言えると思われまます。

御質問の 3 点目は、今後の方向性ということですが、予定しております中心市街地活性化基本計画の見直しは、計画に実効性を担保させるために、だれが、どのように、いつまで、を明確にする必要があります。

そのため、地権者や事業予定者などから十分に意見をお伺いし、具体的な数値目標を掲げ、そこに住む方、そこで事業を行う方々の本意を反映してまいりたいと思います。

ただし、現計画に示されている中心市街地としての向かうべき方向性等、これは高質な生活サービス環境と活力のある都市型産業環境を整える市心機能の構築でございます。これについては、今回の見直しにおいても、何ら変わるところがないと思っております。

また、法律により、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする場合には、「経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」と、「都市機能の増

進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」とが中心となって組織する、中心市街地活性化協議会から意見を聞くことになっております。

本市といたしましては、前者の経済活力の向上を推進する者としては、多賀城・七ヶ浜商工会を予定しているものの、後者の都市機能の増進を推進する者としては、「まち・みらい多賀城」、「T・A・P多賀城」、多賀城・七ヶ浜まちづくり推進協議会、多賀城駅周辺まちづくり協議会などの意欲のある団体が複数あり、判断に迷うところでございます。

したがって、「まち・みらい多賀城」において、会社を存続するか否かを含めた今後のあり方を、3月末までに検討をされるようですので、その検討結果を見きわめながら、慎重に判断してまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

民間なり第三セクターとして、例えば仙石線多賀城駅が完成するまでは、はっきり言って経理的にはもちません。特に第三セクターというのは、手かせ足かせ、ざくばらんと言いますと、あれをしてはだめ、土地を持ってはいけないとか、いろいろな制約がありまして、いわゆる純然たる民間のように思い切った勝負にも出られない制約がございます。それを、平成 24 年まで、あるいは 25、6 年までその会社を存続させるというのは、非常に難しいことは、市長も御存じだと思います。

そのために、TMO でつくられた全国の第三セクターのほぼ 99%が、赤字等に転落しているのが現実でございます。

そのような厳しい中で、我々も何とか次のまちづくりにつながる道を探してまいりましたが、現状は先ほど申し上げたとおりでございます。

ですから、これからは、当局による市長の強いイニシアチブによって、このまちづくりを、多賀城の場合は、仙台とかもっと大きいところはまたやり方が違うと思いますが、6 万市民では、やはりこれぐらいの土地では、私はその経験からして、やはり市長の方向性が大きく左右するというのを、非常に私は経験させていただいたような感じがします。

ですから、まちづくりには市長の方向が大きく左右することをぜひ理解していただいて、せっかく市民の方が、100 人近くの方が出資されて、夢をかけた、会社のあり方は検討しますけれども、せっかく夢をかけたことでございますので、夢まで消さないように、ぜひその辺の志は大事に唱えて、再度その方向についての市長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最後の、「夢まで消さないように」という言葉、しみじみと私も感じておりますので、ぜひその灯は、皆さん方が燃え上がった灯は、消さないような覚悟で、今後、中心市街地の活性化に向けて頑張りたいというふうに思っております。

ただ、長崎屋がああいうふうな状況でございまして、なかなか、民間のものとはいえ、これはできるだけ市で関与できるものであれば関与したいということで、今は実際、プロジ

エクトチームで頑張っているわけでございますけれども、あそこの関係で、私自身が、北側と南側と一体となった整備ということで、私の公約でもございますので、片方が手落ちになってはまずいというふうなことで、プロジェクトの方でもいろいろと奔走はしているわけでございます。

北側につきましては、都市計画決定をするという方向で、今、流れが行っておりますので、何とかこの行政評価にあるような形で、これは決して平成 20 年度だけではなくて、22 年度までですか、書いてあるわけございまして、何とか仙石線の連立が完成するころまでには、北側は完全にこれは駅が建つてというふうな状況まで、何とか一生懸命になって私も頑張りたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（11 番 佐藤恵子議員登壇）

○11 番（佐藤恵子議員）

私の質問は 2 問でございます。

最初の質問は、老人虐待防止の取り組みについてお尋ねいたします。

私どもは、先月 1 月に、老人虐待防止の取り組みで、全国に先駆けて、いち早くこの事業に取り組んでいる神奈川県横須賀市を視察してまいりました。

老人の虐待問題は、介護保険が定着し、普及し、さまざまなサービスが家庭の中に入り込むようになり、顕在化してまいりました。

虐待防止の問題は、介護保険利用者の権利を守るという点で、大変重要な課題だと言えます。

高齢者虐待の定義とか範囲は、統一的な見解はないと言われておりますが、虐待の概念は時代の変化とともに変わり、身体的な暴行虐待に始まり、情緒的、言語的虐待、そしてネグレクト、介護放棄と言われるものですが、こういうものに拡大しつつあります。

虐待の背景を探ると、介護者の介護疲れが高じて、虐待に至るというケースが多くあると言われております。

横須賀市では、平成 13 年度に高齢者の虐待防止、早期発見・早期対応を図ることを目的として、高齢者虐待防止事業を立ち上げました。

虐待相談、虐待が疑われる高齢者を支援するためのネットワークミーティングの開催、関係機関と学び合う研修会の実施を柱とする事業でございました。

平成 14 年、15 年と、この事業を継続発展させながら、虐待対応のマニュアルを作成しております。平成 16 年には、全国自治体としては初めての高齢者虐待防止センターを立ち上げ、専任職員を配置し、相談窓口の明確化を図っております。

高齢者の虐待は、児童虐待の問題と比べると、中核となる機関が存在しません。子供や高齢者は、虐待に遭っても、みずから警察や役所に駆け込むことができない、それだけに行政の目が今、大事なのではないかと思います。

平成 18 年 4 月には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されました。

以上、全国で一番進んでいる横須賀市の事業の活動を紹介いたしましたが、本市でも取り組みを強めてはいかがでしょうか。お答えをください。

次、2 問目です。次の質問は、職員の健康管理と適正な人事配置についてお尋ねいたします。

一昨日ですか、西部児童館の館長さんが肺がんでお亡くなりになりました。昨年、同僚議員を同じ病気で失った私どもとしても、心から哀悼の意をあらわすものでございます。

今、職員の間で、病気、残念ながらお亡くなりになるような病気もありますが、特にメンタル系の疾患を持つ方がふえているのではないかと散見されます。

さまざまな情報も寄せられており、職員のメンタル系疾患対策の視点から質問をいたします。

市の職員数は、ことし 1 月 1 日現在で 469 人、これが大量退職時代を迎え、加えて行革計画で、平成 29 年までには 370 人に減らす計画になっております。

今、市民生活をめぐる状況は、突入する高齢化時代、そして少子化対策など、そのニーズは切実なものばかりであると思います。

そうした市民の要求にこたえられる行政を進めていくためには、市の行政機構の改革は、必要に応じてしなければならないと思います。

しかし、その改革は、何よりも市民のために働く職員が、その力を発揮できる改革でなければならない、マンパワーを充実させるための改革でなければならないのではないかと考えます。

そうした視点で考えるとき、緊急再生戦略取り組み指針で皆さん自身が認めているように、職員の中でメンタル系疾患がふえているという指摘は、大変重要ではないでしょうか。

少し長くなりますが、指針で述べている箇所を引用いたします。

本市職員のメンタル系疾患は、国内のほかの事業所に比べ高い罹患率となっており、年々増加する傾向にある。

平成 16 年度に実施した「心の健康診断」では、「専門家との相談を要する」と診断された割合・アドバイス率は、一般的な平均値 10%を大きく上回る結果、12.7%を示した。

アドバイス率の高い組織体は、メンタル上のハイリスク集団とされ、集中力、効率性に欠け、生産性に影響を与えるとされている。

そして、同時に行った組織分析によると、本市の特徴的な傾向として、帰属意識が低い、評価への満足感が低い、こういう結果も出されている。

加えて、職員の平均年齢が 44 歳と、組織全体の高齢化のみならず、メンタル系疾患罹患率も年々高まっている状況にあるほか、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントに類する相談事も増加傾向にある。

さらに、意思決定に係る情報が組織的に共有されていないことなども、組織に対する閉塞感や職員のモチベーションの低下を招く一因となっている、とあります。

実に立派な自己分析をしておられるわけですがけれども、そこでお尋ねをいたします。



(1)市職員の間で、病気、特にメンタル系疾患がふえていると思うが、現状について。

(2)健康で働きやすい職場環境づくりなど、改善対策はいかがか、の2点について、お答えをお願いいたします。

以上、大きく2問について御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、老人虐待防止の取り組みに対する御質問ですが、ただいま佐藤議員が御紹介された、これは先進地として横須賀市の事例でございますけれども、大変参考となりましたので、ぜひ取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。御紹介、まことにありがとうございました。

本市においては、医療や介護サービス等の生活圏域が2市3町の範囲に及んでいることから、現在、塩釜保健所と2市3町の共同で、高齢者虐待対応マニュアルを作成中でございます。

今後は、このマニュアルをもとに、虐待ゼロを目指していくこととなりますが、虐待は見えないところで行われており、発見がおくれがちになることから、多くの関係機関とのネットワークづくりが課題となります。

新年度においては、高齢者の安全と安心を確保するため、ネットワークづくりを推進してまいりたいと思っております。

次に、職員のいわゆるメンタル系疾患の現状でございますが、この疾患により、病気休暇を取得し、あるいは休職して、長期療養となった職員は、平成17年度で12人、平成18年度で15人、平成19年度は、ことし1月末までで9人となっております。

年度による変動がありますので、一概に増減を断定できない状況であると考えております。

次の、健康で、働きやすい職場環境づくり等、改善対策はいかがかとの御質問でございますが、職員を取り巻く職場環境は近年大きく変化しております。私生活においても、生活様式や価値観が多様化しており、職員の中には知らず知らずのうちにストレスを抱え込んでいる方も多くなっていると思われまます。

特に、地方公共団体の職員は、住民と直接的に対応することが多く、対人的なストレスを受けやすい職業であると言われており、近年のIT化の進展や人員削減など、社会の変化に加えて、行政の役割やあり方の変化も、職員のストレスに影響を与えているものと思われまます。

このようなことから、本市では、管理職を対象としてメンタルヘルス研修を実施し、受講者本人の心の健康はもとより、部下職員の変化をいち早く察知できるよう、対応能力の向上に努めております。

あわせて、職員の育成評価においては、所属長と職員が直接 1 対 1 で面談を行い、職場におけるさまざまな事柄を初め異動希望の有無や、職員個人の事柄についても率直に相談できる機会を設けており、さらには産業医と産業カウンセラーを配置して、健康相談等も行っているところでございます。

一般に、適度のストレスは私たちに活力を与え、過度なストレスは心身のさまざまな機能に影響を及ぼす場合があると言われております。

したがって、職員の健康を考えると、必ず体と心の両面からアプローチをして、ストレスに押しつぶされないように、心の健康度を保つことが大切であると考えておりますので、今後も健康で働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

老人虐待のところは、いただいてきた資料も担当課に届けながら、より充実させていただきたいというふうに思うのですが、横須賀の例では、ミーティングが月 1 回ぐらいずつの回数で開かれていまして、担当課など行政から、警察から、もちろん民生委員とかケースワーカーとか、さまざまな人たちがかわって、いろいろなケースを拾ってきて、未然に防止する努力をしているということです。

その中には、あそこのおばあちゃんがリフォーム詐欺にひっかかりそうだというようなことで、走って行って、警察と一緒に行って、未然に防いだとか、そういう経験談を聞かされてまいりました。

ぜひ、ひとり暮らしの高齢者も今からふえていくかというふうに思うのですが、そういう意味からも、充実させていっていただきたいというふうに思います。

それから、メンタル系疾患のことなのですが、いろいろ上司との面談もやりながら、なるだけ健康で働いてもらいたいという、当然だと思います。病気になって、職員が働けなくなったら、市長は困るわけですから、そういう方向で頑張るとするのは当然なことだというふうに思いますが、ことしは 9 人ということでした。

しかし、寄せられる情報によりますと、9 人どころではないと、もっと大量にいるという話があちこちから耳に入ります。きちんと診断書を出している人が 9 人なのだと思うのですが、それ以外のところで、診断書を出している人はいいです。病院で治療なり何なりできますから。出していない人のところが非常に問題なのであって、そういう人たちがどのように、これから人をどんどん、どんどん減らされていく職場の中で、自分の思いを生かしながら、せっかく多賀城市役所に採用されて働いているところで、そこを途中で挫折しないような働き方をしていくのかという点では、本当に英知を集めた検討が必要ではないのかというふうに思います。

昨年 7 月に、私どもに配付された「今後の人事異動に関する基本方針について」という 1 枚のペーパーがありまして、こういう方針でこれから人事異動しますということが書かれてありました。

それを読みますと、要約すると、「この時代に対応するために、職員の意識改革が必須の課題で、その課題を解決する具体的な方策が、さらなる業務のアウトソーシングの拡充、

そして、それが少数精鋭の職員による小さな市役所の実現に結びつく」と書いてありました。

私は、これはさらにダメージを与える人事になるのではないかというふうに、とても心を痛めたのですが、その人事の配置をされた、そういう方針で配置をされたかどうかわかりませんが、市の外部機関に配置された方が、昨年10月ごろですか、この方針のもとで配置されたと思うのですが、とても毎日、毎日たくさん来るメールと、その仕事の指示と確認事項で、おまけにその現場のさまざまな、いろいろな予定に対する仕事の多さと、その方は能力も十分あったのだらうと思います。しかし、自分の力の容量を超えてしまうと、これはやはりどこかに精神的に逃げ込まざるを得ないというような状況もありまして、昨年の暮れに1カ月ほど、適切な医師の治療を受けるために、1カ月入院はしませんでした。入院して、自宅休養をして、そして今、職場に戻っております。

そういう方が、実際その仕事の量とかメール等のたくさん来るという話は、その方に実はお聞きしたのですが、そういうことで、何というのですか、本人の労働意欲がそがれるということでは、本当に、我々市民にとっても大変マイナスな状況になっているのではないかというふうに思うのです。

そういう状況を、市長が逐一みんな知る必要はないでしょうけれども、すべて迅速に人事課には上がっているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ただいま御指摘のありました、いろいろ職員がメンタル系の部分になりがちな部分ということなのですが、先ほども市長の方からも話があったように、やはり育成面談とか、管理職を対象にしたメンタルヘルス研修というのをしております。

ですから、管理職が職員の状況なりを見て、常に見ているわけですから、何か変だなとかという部分に気づくわけなのです。

その気づいた場合にも、研修などで、こういう症状が起きた場合には、早目の対応が必要ですというようなことも研修で受けております。私も、実際、前に受けたことがありますので、やはりそういう経験を生かしながら、早目の対応をするというようなこともやっておりますし、それから、年に2回ですか、育成面談というのを個人、個人に行うことになっておりますので、そういう部分で、早目に職員のそういう異常に気づくようにして、対応をしていると。

そして、それがわかった場合は、育成面談の結果に基づいて、職場の適合性というものも記載する欄がございます。その中で、異動を希望する内容、どういうところに異動を希望したいということを書く欄もございますので、それらを提出いただくことによって、全部が全部というわけにはいかないですが、そういうものを参考にしながら、総務課としましては、その異動等も考慮しながらやっておりますので、なお、今後ともそういうものを勘案しながらやっていきたいと思っておりますし、やはり市長が言うように、働きやすいような環境づくりを我々は目指していきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

働きやすい環境づくりのところでは、今回、グループ制が導入されることが提案されました。成果主義という部分を入れながら、グループ制も導入するというので、働きやすい職場が一体どうなのかなという思いがずうっとします。

この成果主義を導入するということでは、我々の伊藤功一郎議員が、一度、菊地市長と議論をしておりますけれども、それでも成果主義は導入していくのだというような、あの当時の返事であったように思いますが、そのことが、結局、職員の心をむしばんでいるのではないかと、一困になっているのではないかと気がしてなりません。

グループ制を導入していくことで、何か組織的に簡素化にはなるだろうけれども、職員の仕事の負担がより重くなっていくのではないかと、上から流される仕事の量がどんとふえてくるのではないかと。そして、個人で処理できる能力のある人、能力のある人とかない人という言い方は語弊を招きますけれども、一定の時間で一定の処理能力を要求されるときに、そういうことに大変苦慮する人たちも出てくるのではないかと。

今、若い人たちは、いろいろなことをやって成長していくからいいのですが、44 歳を平均として、高齢化が始まっているという状況の中で、そういう年代の人たちが、今、大勢を占めているところで、もう少し工夫の仕方を考えてみてはいかがかというふうに思うのです。適材適所という言葉がありますけれども、適材適所に置くことは、むだというか、1 人で何役もするというところから見れば、人材がないから大変なのだということになるだろうと思いますけれども、適材適所の類似語に、「適時の一針は九針の手間を省く」ということわざがありまして、生き生きと時を得た 1 針は、9 針の手間を省くのだそうです。ですから、そこにその人がいることで、あらゆることがスムーズに早く進むということもあるのだろうと思うのです。

そういうことも含めて、今からの人事配置を、やはり健康に働ける、職員が健康で生き生きと、市民に奉仕できるような、そういう働き場所がつかれるようなところで、議論をもっと積み重ねていただきたいというふうに思います。（「回答は」の声あり）してください。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

先ほどもお話ししたとおり、とにかく我々は、常に上なり下なり、周りなりと連携をとりながらやっていくことによって、結果として、市民にそれを還元できるとしておりますので、今後ともそういうことを注意しながらやっていきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

いいですね。

休憩いたします。再開は午後 2 時です。

午後 1 時 49 分 休憩

---

午後 2 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

通告に基づき、3 点について質問をさせていただきます。

まず、第 1 は、生活の厳しい方、あるいは子育て世帯に対する支援の課題についてであります。

今、長年の新自由主義に基づく弱肉強食の経済政策、構造改革路線により、貧富の格差がどんどん広がっております。

また、格差の広がりだけではなく、ワーキングプアに象徴されますように、絶対的貧困も広がっております。

とりわけ、労働法制の規制緩和の中、若者がなかなか正規の就職ができない。就職しても、低所得で結婚ができない。結婚しても、経済的理由から子供を産むのにちゅうちょする。こういう事態が広がっております。

最後のとりでとしては、生活保護制度があるわけではありますが、さまざまな事情から、生活保護基準以下の収入でありながら、保護が受けられずにいる方々も多数いらっしゃいます。

こうした事態を根本的に切りかえるには、労働者保護の労働法制に規制を強化をする。あるいは、全国一律最低賃金制の確立と、あるいは、全国市長会等が求めております最低保障年金制度の創設等、国政を大きく切りかえることが必要と思われれます。

同時に、今日の深刻さから言いまして、自治体でも、生活困窮者や子育て支援について、できることは実施をする、こういうことが強く求められていると思います。

そもそも、政治の第一の課題は何か。古今東西を問わず、生活に困っている方々、次世代を、次代を担う子供たちを抱える子育て世代への応援である。こういう見方は大方一致できるのではないのでしょうか。

この点で、本市は、お隣り仙台市と比べまして、さまざまおくれが目立つようになってまいりました。

まず、第 1 点ですが、仙台市は、生活保護世帯と住民税非課税世帯に対し、上下水道料金の基本料金を申請により減免をしております。申請し、認められた方々は、従量料金のみ負担となり、大変助かっていると、感謝の声が多数寄せられていると聞いております。

この減免した基本料金については、政策的経費でありますので、一般会計から繰り出しを行っております。昨年 6 月 7 日に行った私どもの調査に対する回答では、水道・下水道ともに減免世帯は 1 万件で、それぞれ 1 億円の減免を受けておりました。実際には、ほとんどの減免世帯が、水道・下水道重複しておりますので、1 万世帯の方々が 2 億円の減免を受けている。すなわち、年間 2 万円の減免を受けているということになります。

では、この1万件という件数は、仙台市の世帯数のどれだけに当たるのか。現在の仙台市の世帯数は44万9,000世帯でありまして、約45万世帯であります。減免を受けている世帯割合は2.2%ということになります。

本市の世帯数は約2万4,000世帯でありますから、530世帯に該当するということになるわけであります。

また、仙台市の2億円という負担は、仙台市の一般会計の財政規模のどの程度に当たるのか。平成18年度の決算カードによりますと、財政規模が約3,900億円でありますので、0.05%。

本市の財政規模は、平成18年度の決算では176億円でありましたから、単純な比較になりますけれども、880万円程度ということになります。

仙台市では、この措置に多くの方々が助けられているわけですが、本市では、この0.05%の一般会計の負担を拒否をしているわけであります。

二つ目に、妊婦健診への公費助成の問題です。本市もことしから公費助成の回数を2回から3回にふやすことにいたしました。ふやすわけありますので、前進ではあります。

しかし、政府は、「最低5回の公費助成を」としているわけありますし、仙台市は10回まで助成するということを発表しております。これに要する費用は5億6,870万円だそうでありまして、仙台市の予算規模の0.15%になるわけあります。

三つ目に、乳幼児医療費の助成の問題であります。

本市は、外来について4歳未満としているわけですが、仙台市、富谷町では、昨年10月から就学前までに延長をいたしました。

このように、仙台市との行政格差がさまざま目につくようになってまいりました。市長は、仙台市と本市とは財政力が違うと、はなからあきらめている節がございます。

しかし、仙台市と本市は、人口の違いから、全体の規模は大きな開きがあるとはいえ、財政指標で見ますと、決して仙台市がよいというわけでもありません。例えば、公債費比率について紹介しますと、仙台市が22.0%、多賀城は14.7%、起債制限比率、仙台が18.0%、多賀城が10.7%、実質公債費比率、これは同じぐらいで、仙台が17.7%、多賀城が18.3%ということになってございます。

交通の便から言いますと、仙台市市街地周辺より多賀城の方がはるかによいことも間違いないと思います。

こうした点に着目をして、「暮らしやすく、子育てしやすい多賀城、交通の便もよく、働きやすい多賀城」を、前面に押し出した行政を目指すことが重要と考えますけれども、市長の見解を求めるものであります。

質問の第2は、JR仙石線鉄道高架事業への財源に関する問題であります。

いよいよこの事業も本格的な建設の段階に入ってまいりました。平成20年度の事業費は2億140万円で、うち、一般財源充当額は1億4,310万円となっております。

私の提起は、この一般財源充当額については、基金の組み替えをやって、土地開発基金が保有する約15億円の現金を、有効に活用するべきではないかというものであります。

理由は幾つかあるわけですが、まず第 1 に、この高架事業は、多賀城市にとって文字どおり 100 年に一度の大事業である点であります。

例えば、学校の整備については、校舎の耐用年数が 50 年としましても、市内に 10 校ありますので、5 年に 1 回の割合で校舎の更新をやらなければならないということになります。

ところが、仙石線については市内に 1 本しかありませんので、文字どおり 50 年ないし 100 年に一度の大事業と言えるわけであります。

したがって、それにふさわしい財源の手だてを考えるべきだというのが、第 1 の理由であります。

二つ目の理由は、本市では、土地開発基金の活用による新たな土地の購入は必要性が低下しているという点があろうと思います。学校も児童数の減少により、新たな開校も考えられませんし、市役所周辺についても、他の自治体から見れば、うらやむほどの土地を保有をしております。

したがって、私は、土地開発基金が 15 億円の現金をこのまま持っている必要性は、薄れてきていると考えるわけであります。

三つ目に、他の基金は今後も引き続き必要な基金だという点がございます。例えば、教育施設及び文化施設管理基金であります。今後引き続き学校の耐震化あるいは建てかえ、あるいは図書館の改築等に備える必要があります。ただ、生涯学習推進基金については、教育基金その他に再編する等の検討の余地があるとは思いますが、教育基金については必要な基金だということは間違いないと思います。

長寿社会対策基金は、今のペースなら、いずれ枯渇せざるを得ない状況になっております。

史跡のまち基金は、平成 19 年度末の残高見込みは 9 億 8,068 万円だそうではありますが、これは故伊藤喜一郎元市長が、多賀城政庁外郭南門復元を何としても実現させたいとして設置した基金でありまして、これ以上取り崩すべきではないと私は考えるわけであります。

こうして考えますと、100 年に一度の大事業である連続立体交差事業に土地開発基金の現金保有分を有効に活用することは、極めて合理的かつ現実的資金繰りだと考えるわけでありまして、市長の見解を求めるものであります。

質問の第 3 点は、多賀城の魅力をレベルアップし、内外にアピールする課題についてであります。

県道玉川岩切線は、いよいよ平成 20 年度に暫定開通ということになりました。これは、陸奥国府多賀城を軸に、本市の魅力をアピールしようとする本市にとって、今日の車社会では、国府多賀城駅開設以上の意味を持つ、極めて大きな段階を迎えることを意味すると思っております。

すなわち、大型の観光バスも容易に駐車できるようになり、多賀城、塩竈神社、松島の観光をルート化できる可能性が出てまいりました。

言うまでもなく、本市が抱える特別史跡多賀城跡は、今日のように整備される以前から、日本の歴史を知る方々にとってはあこがれの地であったわけでありまして、近世以降をとりましても、芭蕉、大久保利通、明治天皇、与謝野鉄幹、正岡子規、土屋文明等々も訪れているわけでありまして。

実は、ことしは明治の国家プロジェクト第1号として有名な「野蒜築港」の着工130周年に当たっております。17日には東松島市で、「未来へ引き継ぐ野蒜築港」というシンポジウムがございました。「野蒜築港計画」は、鳴瀬川の河口に港をつくり、北上川と阿武隈川を運河で結び、また、関山トンネルで山形と、鬼首道路で秋田と結び、東北6県の物産を野蒜港に集め、一大貿易港にしようという壮大な計画でありました。

同築港の着工130周年だということで、いろいろ調べてみましたら、この事業を強力に推進した大久保利通も多賀城を訪れているということを知りまして、大変驚きました。

大久保が多賀城を訪れたのは、明治9年6月19日のことでありまして、大久保はその日のことを次のように日記に書き留めております。

「けさ5時30分ころ相発」、仙台を発ちました。「松島及び石之巻一覧のために行する」、でいいと思いますが、行くの字を書いています。「今市を経て、市川村菊池市郎右衛門方に暫時休憩、全村地内多賀城跡、多賀城の碑、大臣宮。八幡村地内末の松山、沖の井、沖の石、都島」、これは多分、都石の間違いだと思いますが、原文では都島と書いてあります。「鹽釜村地内、野田の玉川一覧、鹽釜村に着。多賀城碑及び末の松山、都島等は実にまことの古跡にして、感心いたし候。鹽釜着、勝面楼藤元方にて午飯。当所より乗船、手樽村に上陸。里数5里、富山寺に登山。前海を眺望、海上小島相連なり、可賞」、非常に景色がよかったということです。

「又船にて松島に至る。瑞岩寺、行在所を一覧」、明治天皇の松島の行在所は瑞巖寺になっていました。「観瀾亭に至る。瑞岩寺に政宗の像を見る。櫻井彌右衛門所に一泊」、と、こういうふうなことを書いてございます。

大久保は、「多賀城碑及び末の松山、都島等は、実にまことの古跡にして、感心いたし候」と言っているわけでありまして。

かように歴史がわかる方々にとっては、多賀城はどうしても見ておかなければならない場所でございます。

そして、今日ではどうか。約1キロメートル四方の外郭で囲まれた国府域、政庁域全体が特別史跡に指定をされ、政庁から南に延びる南北大路の姿が大分浮き彫りになってまいりました。間もなく政庁側から南を見ても、城南側から政庁を見ても、はるかに見通せる状態になってまいりました。

また、政庁の北側は、県立の加瀬沼公園として緑地が保存され、整備をされておりますし、南側は中央公園として整備をされることになっています。

さらに、東北本線を越えた南側も、区画整理事業の中で南北大路が復元整備されるなど、特別史跡の南北両側が整然と整備されているようなところは、日本広しといえども多賀城以外にはありません。

ですが、これまで潜在能力にあふれた多賀城ではありましたが、交通の便、観光資源としての地味さ等から、観光ルートに載っているとは言えない状況にありました。

しかし、ようやく玉川岩切線が暫定とはいえ開通するまでにこぎつけ、新たな段階を迎えるに至りました。

しかし、市長は、この問題について、施政方針では一言も触れられなかったように思います。玉川岩切線開通という新たな段階を迎えまして、東北本線と玉川岩切線間の整備について、2010年の平城遷都までにどこまで整備するのか。多賀城創建1,290年である



2014年までにどこまで整備するのかと。1295年にどこまでやるのか、そして本番の2024年、多賀城創建1,300年にはどういう姿になっているのか、具体的な計画を立てる時期に入ったと考えるわけであります。

施政方針では触れられておりませんでしたけれども、今後の計画について、どのようになっているのか、市長の回答を求めるものであります。

多賀城の魅力を広くアピールするために、全市民年賀状運動を市民の方々に提起してみてもどうかという提案であります。

このアイデアが浮かんだきっかけは、私ども議員は、公職選挙法によって選ばれる場合、有権者にははがきが出せないと、年賀状が出せないということになっておりまして、年賀状を出せる方はおのずと市外の方に限られるということになってございます。

市外の方にしか出せないのなら、多賀城の紹介をしながら年賀状を出そうと、私自身考えまして、3年ほど前から多賀城の紹介を入れた年賀状づくりを始めております。

3年前が多賀城政庁の写真、去年が多賀城碑の写真と解説、そしてことしの正月は万葉まつりの写真を入れて年賀状をつくって出しております。

このアイデアのきっかけは以上であります。さて、年賀状はほとんどの方が出していると思います。それに多賀城の魅力を広げる写真やイラストを入れて出そうと、これを市民に呼びかけて実現しようということですが、これは市にとってみますと、お金がかかる事業ではありません。市民の方々の多賀城を愛する気持ちで実現できる運動であります。こうした取り組みは、年賀状を受け取る方からも恐らく楽しんでいただける、喜んでいただけるのではないかとこのように思います。また、出す側も、楽しく年賀状づくりができるようになるのではないのでしょうか。

そのために、市が、例えば生涯学習の授業などとして、パソコンやデジカメ等を使った年賀状教室等を行うことも考えられると思います。

もちろん、この運動は、あくまでも市民一人ひとりの自発的なものであります。その自発性を促す意味で、市が多賀城の魅力アピール年賀状コンクール等を実施し、優勝作品には景品を授与する等も考えられるのではないのでしょうか。

いずれにしましても、市としてはわずかな費用で、多賀城から正月に数十万通という多賀城をアピールする年賀状が市外各地に出されるということになりますと、非常に大きな効果が得られる、大きな影響力を及ぼすことができる、そういうことになろうと思います。

平城遷都1,300年を間近に控えまして、そして多賀城創建1,300年を十数年後に控えまして、一考に値するアイデアではないかと考えますが、市長の答弁を求めるものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原益栄議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、生活保護、住民税非課税世帯への上下水道料金基本料金の減免についてですが、これについては、平成 19 年第 2 回定例会及び第 4 回定例会において、柳原議員に対し回答を申し上げたとおりでございます。

上下水道料金を減免した場合には、地方公営企業における経費の負担の原則から、その減免相当額を一般会計において負担することとなりますが、本市の一般会計の財政状況をかんがみますと、これを負担することは困難でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、妊婦健診の助成制度につきましては、これまでたびたび提起をいただいておりますが、その重要性については十分認識しております。

財政厳しき折ではございますが、平成 20 年度から、回数、検査項目ともに拡充し、1 人当たりの助成金額は前年度より約 2 万 2,000 円増額し、約 3 万 6,000 円を予定しております。

仙台市と比較すれば、必ずしも十分な助成にはなっていないと言えますが、さらに拡充できますよう、今後とも努力してまいりたいと思っております。

次に、小学校入学前までの医療費助成についてですが、このことは、平成 19 年第 2 回定例会の佐藤議員からの一般質問に対して回答しましたように、本市の今後の財政状況を勘案すると、現行の年齢拡大までが精いっぱい状況であり、これ以上の拡充を図ることは困難でありますので、御理解願います。

次に、JR 仙石線鉄道高架事業への土地開発基金の活用についてでございますが、本事業は、宮城県が事業主体となり実施している事業でありまして、本市は、その事業費の一部を、負担割合に基づき事業負担金として支出しているものでございます。

したがって、土地開発基金条例の趣旨、目的にかんがみれば、本事業への基金の活用はできないものでございます。

しかしながら、土地開発基金については、昨今の地方行政において、土地需要が減少傾向にあることを考慮すれば、基金存続の必要性など、そのあり方が問われているのが現状であり、土地開発基金の役割を改めて検討したいと考えております。

なお、本基金の平成 19 年度末の現金残高は、14 億 5,758 万円となる見込みでございます。

続いて、中央公園の駐車場、管理棟などの施設整備につきましては、平成 20 年度の玉川岩切線の供用開始に向け、北側駐車場を暫定整備し、平成 19 年度のあやめまつりから供用いたしました。

また、玉川岩切線南側に計画している管理棟及び管理棟前の駐車場ですが、財政的事情により、現在の事業認可の期限である平成 25 年度までの完成は困難であります。

このような中、国においては、平成 20 年度に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法を施行する予定であると聞いております。

市では、この法律に基づき、今後策定していく歴史的風致維持向上計画の枠組みの中で、これらの施設整備計画を改めて検討してまいりたいと考えております。

最後に、全市民年賀状運動についてですが、「史都 多賀城」の魅力を市内外に向け、広めていくためには、まず、より多くの市民が、本市固有の歴史・文化資源が、全国にも誇れる資源であることを認知、理解していくことが肝要ではないかと思われま。

そこで、御提案のありました全市民年賀状運動は、より多くの市民が多賀城の魅力を PR するきっかけとなり、シティーセールスの機運を高めていける有効な手段の一つと考えております。

つきましては、今後、全市民年賀状運動を推進していくための方策として、「史都 多賀城」のイメージを引き出せる歴史・文化資源などを、写真、イラストにした年賀状用素材を、市のホームページや多賀城市観光協会ホームページからダウンロードできるような配信システムを検討してまいります。

そして、1 人でも多くの市民がその年賀状用素材を活用し、多賀城の魅力を PR していただけるよう、積極的に周知してまいりたいと考えております。

まず、「隼より始めよ」で、私も来年の年賀状はそうしたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

まず最初に、基金の問題なのですが、あの土地開発基金のまま、そこから直接一般会計に、その一般会計の予算の中で、県事業負担金に入れられないというのは私も知っていますので、その基金の組み替えを前提に言っているのです。

その点では、市長も土地開発基金そのものについて、必要性、あり方等について、検討するのだということでしたので、多分、この認識は同じではないかと思っておりますので、もし違っていたら再度答弁をお願いします。

それから、魅力の問題ですけれども、これは、新たな法律ができるので、それに合わせて計画をつくり直すということですね。

特別史跡内は県が整備をするということになっていますので、玉川岩切線から東北本線の間を多賀城が整備しなければいけないということになると思いますけれども、その計画づくりですが、いろいろ広く意見を求めて、ぜひいいものを、立派なものをつくっていただきたいというふうに思います。

年賀状については、これも大体同じような意見で、市長も来年の正月から出されるということなので、私のところには市民なので来ないと思いますが、手渡していただければというふうに思うのですが、最終的には、やはり出す人が、相手の人にどういうふうな年賀状を出したいというふうに思うかということは、やはり最終的には出す方が決めることですので。ただ、その機運をつくる上で、コンクールのようなもの、多少の賞金のようなものでやると、そういう機運にもなるのではないかと思うのですが、その点についてはどうなのかということについて、これは答弁をいただきます。

それから、最初の、暮らしや子育て支援の問題なのですが、水道・下水道基本料金減免については、これはちょっと、同じ答弁を繰り返していますので、なかなか無理かと思いますが、多賀城でやれないことはないと思うのですが、いわゆる 100 年に一度の鉄道高架事業に一般財源が 1 億 4,310 万円あてがっているわけです。例えば、そこにその基金の組み替えをやって、土地開発基金が持っているお金をそこに補てんすると、あてがうということになれば、その分の一般財源は例えば浮くということになるのです。

私は、100 年に一回の事業ですから、そういうことはやってもいいと思うのです。そうしてくると、今言った水道・下水道の基本料金の減免の問題だとか、それから妊婦健診はさ

らに拡充したいという話があったのですけれども、そういう財源だとか、それから乳幼児についても、お金は出てくるのではないかと思うのです。

特に、乳幼児医療費の問題については、私、利府の議員と七ヶ浜の議員から聞いたのですが、12月議会では、ともに、一度に小学校までは無理なのですから、1歳ぐらいつ段階的に引き上げていきたいのだと、そういう答弁を利府の町長はやっているのです。七ヶ浜もそういう答弁をやっているというのです。

ですから、このお金のやりくり等も考えた上で、もっと、「多賀城というのは住みやすいし、子育ても応援してくれるし、いいとこだよね。交通の便もいいし、働くにもいいところだよね」というようになるよう、私は考えた方がいいのではないかと。

そういうわけで、1番の、この暮らしと子育て支援の課題と、2番の土地開発基金の組み替えによる活用の問題を、私、今回セットで出しているのです。もう一度、水道・下水道料金の基本料金減免や、妊婦健診や乳幼児医療費助成の拡大について、もう一度回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

土地開発基金の御質問は、これは間違っていないと、そのとおりでございます。

年賀状の件は、私も来年の年賀状から自分でやってみたいというふうに思っております。

それから、上下水道の関係は、宮城県内でやっているのは仙台市だけなのです。ほかの市ではやっていないということもございまして。なかなかこれは難しいのではないかと気はしております。

それから、乳幼児医療ですが、このことは、私も、やはりこれからの子供たちを育てていくという視点からは、やはりやらなければいけない問題ではないかというふうな思いはしているわけですが、ここ2年ぐらい、二、三年ちょっと、財政的に厳しいということもございまして、やはりもうちょっと先が見えてくるような状況のときに、再考してみようかという気もしているわけですが、その辺、ぜひ御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

100年に一回の事業に、土地開発基金を組み替えて、現金部分をあてがうということになれば、その分が食っていた一般財源が浮くのです。ですから、それを全部使えとは言いませんけれども、私は、やはり、NHKでもワーキングブアの特集を2回か3回やっていますね。本当に大変になってきているのです。特に、若い人たちが大変なのです。若い人たちが大変だから、子供を産むのもちゅうちょするというような状況になっているのです。

そういう意味で、私は、これらについては、やはり応援するという姿勢をぜひ示してほしいというふうに思うのです。

土地開発基金の組み替えをやるとお金が出るのですから、どうですか、もう一回。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

その件につきましては、財政的な問題も絡みますので、副市長の方から答弁させます。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

基金の組み替えについては、今、御提案のその土地開発基金だけでなく、最初、一番最初にいろいろお話がございましたけれども、さまざまな基金がございます。その基金の規模も小さくなっているということもありまして、全体の基金の組み替えをいつかはしなくてはならないという時期が来ると思っています。それはいつかあると思います。

ただ、もう一つは、年末あるいは年度末にかけて、予算はあれども現金なしという時期が必ず来るのです。予算としては何十億円という予算がありますけれども、実際支払いをする現金がないという時期が年末、年度末に来るのです。

そのときに、現在はこういった基金から約 30 億円ほど会計課の方にお金を回して、その資金不足をつないでいるという状況でございます。

そういう状況でございますので、こういった基金を組み替えて、例えばその連続立体交差事業の事業費にもし何らかの数字を充てたとすると、これは多分、議員の皆さんも御心配されると思いますけれども、北海道のどこかの自治体でやっていたような、一時借入金ということまで活用するという事態にもなっておりますので、そういったものは、全体的なその財政の運用のことも考えて、慎重にいろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

5 番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5 番 米澤まき子議員登壇）

○5 番（米澤まき子議員）

私からは、2 問質問させていただきます。

1 問目は、平成 20 年度施政方針の障害者福祉に関する施策でございますが、障害者自立のために必要なサービスを、民間事業者や市民組織並びに市民生活団体との連携のもとで、適切かつ確実に。精神障害者の生活訓練を目的して開設しているコスモスホールを、大規模改修を実施した上で、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとして運営、並びに障害を有する方が地域で安心して活動できる地域生活支援事業の内容についてです。

現状の自立支援法は、その理念においても、実際のサービスにおいても、不十分と言わざるを得ません。

自立支援法には、介護保険にはない社会生活が定められていますので、それを豊かになるものとする取り組みが求められています。機能を最大限提供することにより、その人らし

い暮らしを支援するという目的を持った拠点だと思えます。本市の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

2 問目は、平成 19 年第 4 回定例会の一般質問の、知的障害者の雇用について、市長の答弁で、「市の委託業務等において、就労の機会をふやすことができると思われるとき、できるだけの配慮を行いたい」ということでした。

就労に対して、障害者を取り巻く現状は大変厳しいものがあります。能力や可能性を引き出して、それを生かす職場で働きたいとだれもが思います。

国は、法律で障害者の雇用の数値目標を定めましたが、満たしている企業は 4 割にとどまっています。社会の偏見や誤解、企業の意識などが不十分であることが背景にあると言われていています。その後の進展、もしくは検討中かお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤まき子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域活動支援センターについてお答えいたします。精神障害者小規模作業所コスモスホールにつきましては、平成 20 年度において、障害者自立支援基盤整備事業補助による改修を予定しております。

この改修を機に、機能の拡充、障害者サービスの向上を図るため、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターへの移行に向けた準備を進めてまいります。

地域活動支援センターは、障害を持つ方々が、地域で自立した生活ができるよう、創作活動、これはハンドベル、パソコン教室、ちぎれ絵。それから生産活動、これはクリスマスリース、それからアクリルたわし作成、割りばし詰めというふうなことです。この機会の提供及び地域社会との交流促進、これはサロン、それからフリースペースというふうなことでございます。を行うための施設として運営してまいります。

一方、地域生活支援事業につきましては、障害者自立支援法の施行により、平成 18 年 10 月から実施しておりますが、その主な事業としては、相談支援、移動支援、コミュニティ支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、日常生活用具給付、声の広報、手話通訳者設置、手話奉仕員養成等の各事業を行っております。

次に、知的障害者の雇用に対する市の配慮について、その後の進展状況もしくは検討状況はどうかとの御質問でございますが、市の委託業務には、清掃業務、警備業務などさまざまな業務がございますので、知的障害者の就労が可能と思われる業務がないかどうかを検討いたしました。

その結果、障害者を雇用する企業は、清掃、印刷、クリーニング及び廃棄物処理などの業種が多く、市が直接発注する業務での雇用への配慮はなかなか難しい現状でございますが、入札の競争性や公平性を損なわない範囲において、業務の発注仕様書に、障害者雇用の配慮事項などを盛り込めないか、引き続き検討してまいります。

なお、平成 20 年度からの市庁舎清掃業務につきましては、仕様書に障害者の作業従事の規定を新たに整備したいと考えております。

また、この 6 月から開設する市民活動サポートセンターの清掃業務などにおいて、就労の機会が提供できないか検討したいと考えております。

○議長（阿部五一）

5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

2 問目の、知的障害者の雇用についての答弁、適材適所で本当に能力を生かせる場として、いろいろ前向きに検討していただきまして、まことにありがとうございます。

一昨日、「広がる知的障害者の雇用」と題して、NHK の方で国際アビリンピックに参加された知的障害者の方が、表彰台を全部独占したというのをやっていました。この彼らの表情というのは、非常に生きがいとそれから安定という、いわゆるそういった形でもう手にした表情がとても印象的でした。

28 人中 21 人の知的雇用者があるという、東京の武蔵野市の大手電気メーカーの子会社が紹介されておりました。そこは、21 人の知的障害者の雇用者なのですけれども、ずうっと 8 年間、黒字経営ということでした。その雇用形態にはとてもびっくりするほどの、驚いたこと、そして見直されたことというのがたくさんありました。

その形態の中でも、やはり一人ひとりの適性を見きわめているということが、非常に重要なポイントになっていたような気がいたします。

改めて、今回の行政の取り組みに関してもそうなのですが、彼らはもう成長し続けています。成長し続けていくための場所、そしてチャンスというのを提供していただきたいと、今後とも提供していただきたいと思います。

そして、1 問目の方の答弁に戻りますが、地域生活支援事業ということで、低所得者のサービス利用に支障がないように、この辺は配慮されているのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと詳細について、保健福祉部長の方から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

これは、自立支援法の関係で、その法律に基づいて行っておりますので、利用者につきましては 1 割負担ということになっております。

○議長（阿部五一）

5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

ありがとうございます。地域に暮らす障害者の方は、イコールみずから選択した場所にずっと長くそこに住むということが大前提でありますので、最大限に努力していただきたいと、私からもお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

19 番石橋源一議員の登壇を許します。

（19 番 石橋源一議員登壇）

○19 番（石橋源一議員）

一昨年 8 月 26 日、4 代目本市のトップリーダーに就任をされました菊地市長、「元気」、「安心・安全」、「快適」、「感動」のコンセプトに基づき、今が改革推進の好機であるととらえ、再生に向け、果敢に挑戦をするスタートとしたいとの職員の思いと、かたい信頼のもと、市政のかじを取り 1 年 6 カ月、困難な課題の中での今日までの政策展開に評価と、そして職員皆々様の御苦労に心から感謝を申し上げ、通告させていただいております教育施設について、そして複合文化施設についての質問に入りたいと思います。

まず、1 点目ではありますが、築後 37 年経過いたしました天真小学校の構造耐力度調査業務を、今実施しておると伺っておりますが、調査結果にかかわらず、全面改築に向けた検討を早急に行うべきと問うものであります。

近い将来必ず発生が予想されます宮城県沖地震等に対処すべく、本市では、公共施設の耐震対策に積極的に意を配し、耐震診断、そして耐震補強工事、耐震改修工事等々を計画的に進められております現状に評価をするものであります。

さて、平成 20 年度施政方針の中で、「安全で快適に暮らせるまちの防災施策で、天真小学校につきましても、速やかな対応に努めてまいります」と述べられております。

老朽化に伴い、2 期にわたり全面改築されました多賀城小学校、ことし 1 月 7 日に本市初のプロポーザル方式を採用し、木材を多く使用し、温かみと潤いのある教室、林の中にさもいるような感じさえするトラスト工法を取り入れた廊下、高い天井から光が差し込み、明るく、多賀城らしさが感じられる瓦屋根昇降口の屋根等々、すばらしい多賀城小学校校舎が完成し、引き渡し式で見学をさせていただき、そのすばらしさに改めて驚いた次第であります。

市政だよりでも、多賀城小学校の校舎完成が、2 月号で、子供たちが元気にはしゃぐ姿とともに紹介されております。

この写真等を見、市政だよりを読まれた多くの市民の方々から、「多賀城小学校のすばらしさに感動いたしました」との思いを聞かされ、大変うれしさでいっぱいございました。

さて、築後 37 年たちます天真小学校の老朽化に対応すべく、校舎の耐力度調査結果がこの 3 月末までに出ると伺っておりますが、危険改築事業の対象となるような点数の調査結果は出ないものとの思いをいたしますが、いや、出ないことを望む 1 人ではありますが、大変な財政厳しい状況の今日、私は、天真小学校の全面改築をすぐやるべきと申し上げるつもり



はさらさらございません。御当局の財政が許すならば、申し上げるまでもなく、全面改築へと努力されることと理解するからであります。

しかし、今回の調査結果により、一部耐震補強工事なり大規模改造なりの手段等々も考えられることもあろうかと思われませんが、私は、必ず近い将来、全面改築の時期を迎えることは間違いのないこととあります。

私は、この機会をとらえ、現在の地での天真小学校の全面改築がよいのか、また、別の場所等を選ぶこともあり得るのか等々、あらゆる角度から検討するときに、今ではないかの思いを強くし、当局のお考えをお聞かせいただきたく御質問申し上げました。

次に、平成 10 年度に、(仮称)「第七小学校」建設用地として取得した桜木地区へ、今回の調査結果等々、そして近い将来、必ず迎えます天真小学校の全面改築に向けての計画等々を、地域へ説明されてはいかがかと質問申し上げるものであります。

さて、お許しをいただき、若干経過を申し上げさせていただきますならば、(仮称)「第七小学校」用地については、桜木、宮内地区等々の児童が、より安全に登校できるよう、平成 14 年度開校を目指し、桜木二丁目地内に用地を取得したのであります。

平成 11 年度施政方針で、前市長は、「平成 14 年度開校に向け、本年度は設計作業を進めてまいります」との説明に、当時、桜木地区周辺の方々は大きな期待をされたのを覚えております。

そして、その後、私は、平成 12 年第 1 回定例会一般質問で、「財政厳しい今日の状況の中で、(仮称)『第七小学校』建設問題は大変難しいのではないかと、こう問いました。

しかし、当時の教育長(4文字削除)〇〇〇〇教育長は、何と、「(仮称)『第七小学校』は、必ずつくります」とこう答弁されたのであります。

この答弁に、多くの地区の住民の方々は、平成 14 年度開校に向け、間違いのないことだという認識を持ち、大きな期待をされたのであります。

しかし、その後、御案内のように、財政の厳しさと少子化等々が見られることから、先送りとし、現在に至っておると私は認識し、理解しておるところであります。

しかし、天真小学校の児童数は、平成 10 年度 603 名から平成 19 年度現在では 484 名と、約 2 割の減少が見られるところでございますけれども、桜木地区からの児童数は現在も当時と変わらず、ここ 5 年間では全く減少が見られない状況にあると、私は聞き及んでおります。

しかし、私は、(仮称)「第七小学校」を、何としても今、桜木地区に建設すべきとこのことを強く申し上げるつもりは毛頭ありません。今日の財政状況等々は、関係地区の方々も理解をし、無理難題を当局にお願いするお考えはないだろうと思うからであります。

しかし、この 3 月末には、前段で御紹介をさせていただきましたように、天真小学校の構造耐力度調査結果がわかることでもありますことから、当然、関係学区を初め、特に桜木地区の方々には、調査結果を踏まえての対応なり、今後の見通し、方針等々の状況を説明されることが、まさに市民へのサービスで、説明責任であろうと思えます。安心・安全のこれも基本だろうと思うことから、私は、このことについて当局の見解を伺うものであります。

3 点目ではありますが、学校建設用地の整備・活用についてであります。当時、平成 10 年度あたりは、おおむね 5 年先、遅くとも 10 年後あたりまでには、学校が建設できるだろう

との思いのもとに、学校予定地を、国の関係機関への手続を経て取得されたのであろうと思います。

あれから10年の歳月が流れ、そして時代経過を見ると、現状は一段と高齢化時代を迎え、高齢者を初め健康保持に向け、自己管理へと努力する時代にあると私は認識をします。また、市民多くの皆の共通の認識でもあろうと思います。

そこで、前に申し上げました学校建設予定地は、現在、いろいろの運動の場として、そしてさらに、コミュニティの場所として利用されておる現状にあり、特に高齢者の方々は、グラウンドゴルフ等のスポーツを通じ、交流、体力維持に向け、積極的に利用されておられるようです。

しかし、用地の全面積の使用ができる状況にはなく、ぜひ、地域の方々は、若干整備をしていただき、例えば、今、パークゴルフ等にも利用できるような簡単な整備等をしていただければ、地域の方々は維持管理等は、使わせていただく自分たちの責任としてやっていきたいとの、非常に前向きな、まさに市民協働の思いを聞くとき、このことを理解し、述べられている言葉を聞くとき、関係区長さん等々を交えて、そして本市には、指定管理者の多賀城市民スポーツクラブがごぞいます。ぜひ当局とスポーツを通じ、御指導いただいておりますすばらしい多賀城市民スポーツクラブの方々と現場へ出向き、利用されておられます高齢者の方々と意見交換等をいただきながら、元気、快適等々のまちづくりを目指す成果へと結びつくものとの思いを込め、当局の前向きなお考えをお聞かせいただきたいと思い、質問申し上げました。

次に、複合文化施設についての質問をさせていただきます。

御案内のように、多賀城市文化センターは、今から約（2文字削除）〇〇年前、（1文字削除）〇代目の亡き（2文字削除）〇〇市長が多賀城政庁をイメージし、多賀城のシンボルの建築としての思いと、みずからの約70年間の行政への奉職の集大成として、本市のすばらしい文化創造の場を目指し、また、限りない「史都 多賀城」の発展を願いつくられたとの、当時の思いに心するとき、私は、心からの感謝と、そしてこの先人の遺徳に改めて感謝の気持ちでいっぱいあります。

さて、先日2月1日、すばらしい文化センターの設計、施工に御指導賜りました音響工学の権威者・東北大学名誉教授であり、秋田県立大学名誉教授、そして工学博士の曾根敏夫教授による、音響性能、特に天井面の残響可変装置による、大ホールの柔らかく包み込むような音の響きを、実験を交えて、直接説明を聞く機会をいただきました。その音響性能のすばらしさに、改めて驚きと感動をいたしました。

これまで、何度か、ピアニストとして大変な活躍をされておりますピアニスト中村絃子先生が、多賀城の文化センターにレコーディングのために来られたとは聞いておりました。そして、平成6年4月、日本経済新聞等々で、中村絃子先生は、以下のような記事で、多賀城の文化センターを紹介をされております。

「日本国内にはさまざまな種類のホールが1,500近くも建っているが、その数あるホールの中で、数年来、レコーディングに使用しているのは多賀城市民会館だ。多賀城は、仙台市郊外の小さなまちだが、レコーディングのために、私は泊まりがけではるばる出かけていくのであります」と、文化センターホールの音響の性能のすばらしさを絶賛をされております。

私は、菊地市長が目指します、「ポエムシティ多賀城」の創造に合致した文化施設との思いを、改めて強くいたしました。

また、多くの市民の方々の共通の認識であろうかと申し上げても、決して過言ではないだろうと思います。

行政経営の新たな発想の視点から、本市のすばらしい文化センターホールを、ネーミングライツ（命名権）を売却し、「ポエムシティ多賀城」の創造に向けてのセールスポイントに加え、さらなる前進を図られてはとの強い思いを持つものですが、菊地市長のお考えをお聞かせいただければ幸いとの思いを申し上げ、質問いたしました。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

石橋源一議員の御質問にお答え申し上げます。

第1問目の、教育施設につきましては、教育長の方から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

私の方は、複合文化施設についてということに答弁いたします。

文化センターホールのネーミングライツについてですが、一般的に、地方都市の公共施設の命名権につきましては、メディアへの露出が低いために、なかなか売却が進まないのが現状であると認識しております。

しかしながら、企業が命名権を取得するのは、単に企業の名前をメディアに売り込む機会の創出だけでなく、その施設に企業名、商品名を冠することにより、醸し出される企業のイメージの向上もその目的の一つであると言われております。

石橋議員、先ほどお話しのとおり、文化センターは、開館から21年目を迎えようとしておりますが、いまだにその威風堂々たる外観は、初めて訪れる者を驚かせ、大ホールの音響効果は全国でもトップクラスであると認識しております。

まさに文化センターは本市の文化の高さの象徴でもございます。

そのことから、全国多々ある他市の施設との差別化を図り、この施設の命名権を取得することが、企業のイメージアップあるいはステータスにつながるようなブランド化が、まずもって必要であると考えております。

そして、現在は、文化センターのブランド化のために、音響施設の優位性を再確認する作業を優先して行っております。具体的には、音響を専門的に研究されている、先ほども石橋議員申されました大学教授に、文化センターのよさについて話を伺ったり、私みずから、過去において何度も利用していただいている著名な音楽家、先ほどお話しありました中村紘子さんですが、に手紙を出しました。出して、私も返事をいただいた際には、非常に感銘を受けたわけでございますけれども、その中村紘子さんからの手紙の中に、どうしても忘れられないのが、あの文化センターのたたずまいのすばらしさ、それから響きのよさであるというふうなことも、強調して書かれておりました。

来年はデビュー50周年ということで、中村先生からお招きをいただいたものですから、先週の土曜日、東京のサントリーホールがいい場所のチケットをいただきましたので、行ってまいりまして、二次会にもお呼ばれいただいたものですから、中村先生と、ちょっとで

すけれども、お話しする機会がございまして、「ぜひデビュー50周年の際には、文化センターを使ってください」というお話もさせていただきました。恐らくつながりができるものだと確信しております。

そういう方々に文化センターのよさを語っていただいたり、最近では、出演された方々は、必ずアンケートをとるよにということで、そのことも実施しておる次第でございます。

そして、文化センターのブランドイメージを確立した上で、石橋議員のおっしゃるとおり、文化センターの魅力に合致する企業に対して、命名権を売却し、当該企業とともに、文化の薫りを発信してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、石橋議員の1点目について、私の方から御回答を申し上げます。

天真小学校の全面改築についての御質問でございますが、天真小学校は、耐震診断の結果、耐震性能を満たしていないことから、今後の具体的な耐震化の方針を策定するために、現在、耐力度調査を実施しております。

この耐力度調査は、改築の補助対象となる建物かどうかということ調査するもので、建物全体ではなく、棟ごとに調査をいたします。

天真小学校は、建築年次の関係から、校舎4棟、屋内運動場、渡り廊下合わせて6棟となりますが、それぞれの建物についての耐力度が判定されることとなります。

したがいまして、耐力度調査の結果によって、全面改築、あるいは一部補強、一部改築、全面補強の方策を今後検討しなければなりません。

例えば、全面改築となった場合、現位置での改築は困難と思われるので、その際には、新たな建築場所の選定が必要となります。

また、全面補強となった場合は、建物本体だけでなく、給排水を初め設備面での大規模な改修が必要となり、改築同様の多額の経費が必要となることが予想されます。

このため、天真小学校の耐震対策は、耐力度調査の結果をもとに、補助金、交付金制度を最大限に活用した、効果的で効率的な事業を選択し、実施したいと考えております。

続きまして、桜木地区住民の皆様への説明でございますが、（仮称）「第七小学校」は、平成10年度に用地を取得しましたが、給食センターの建てかえや、多賀城小学校を初め学校施設の耐震化対策が最優先課題となり、今日に至っている次第であります。

（仮称）「第七小学校」の建設を延期した際には、桜木地区で説明会を開催させていただいておりますが、全体的に少子化の傾向にもありますので、天真小学校耐震対策について、具体的な方針が定まった際には、改めて地区の皆様方に説明をする必要があると考えております。

最後に、地域住民の運動場としての活用についてでございますが、(仮称)「第七小学校」建設用地は、現在、地域住民を最優先にして、近隣の幼稚園等を含め、運動や多目的広場として活用いただいているところでございます。

今後、地域の方々にも御協力をいただきながら、学校開放施設と同様に開放してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(阿部五一)

19番石橋源一議員。

○19番(石橋源一議員)

まず、1点目でありますけれども、耐力度調査の結果は、恐らく、体育館をまぜて5期にわたった建設時期等々からすれば、大規模改修というふうな方向にいかねばならないのかというふうな、今の御答弁だろうと思うところでございます。

今の答弁の中にありますように、大規模改修等々となれば、大変な予算等々も見なければなりません。そして、何らかの種々の補助等々も探りながら進めるのだというふうなお考えだろうと思っておりますけれども、中途半端な補強工事なり改修等々にあっては、そう遠くない時期に、全面改築へ向かうのだということからすれば、多賀城小学校が約、規模は違いますけれども、20億円の予算の中で、本市から約4億円ですか、そういう費用で、すばらしいあの校舎が完成したわけですから、種々さらなる全面改築に向けた方向を御検討賜りたいとこんなふうに思います。

そして、今、教育長が説明されたように、平成10年度のあの時期に用地を取得した折には、地域の方々に御説明をしたと。今後は、耐力度の調査結果が出ますれば、改めて桜木地区の方々はもちろん、天真小学校学区なり等々の方々に説明申し上げるということでございますので、ぜひそのようにしていただければと、こう思うところでございます。

それから、3点目の、用地の多目的活用、今、されておりますやということについては、私も承知をしておりますけれども、ちよくちよくあの現場へ行って、利用させていただいておる皆様方にお聞きしますと、あの面積の全体の活用、利用はできない状況にありますということから、先ほど質問の中身でも申し上げたように、簡単な整備をしていただいて、全面の面積で我々は種々利用させていただきたいのですということ、受益者の方々、みずから、「できることはいたします」と、「管理維持等々についてもやります」ということでございますので、その辺の整備について、もう一度御答弁をいただきたいと。

それから、4番目の、総合文化施設についてでございますけれども、私は、決して、市長に、「まねをしましょう」ということではない、球場から、それから2月の初めに、塩竈で、「塩竈市体育館の命名権を売却することにいたしました」というふうなことが、2月2日に新聞等々で、契約金等々の紹介をされておりました。

こんなにすばらしい多賀城の、やがては文化遺産にもなろうとする、この先人の思いを、今、セールスポイントとして、果敢にトップセールスに努力されております市長の思いに、かなうのかなというふうなことを思って、ぜひこのネーミングライツということで、採用願えればということで、今、さらに、音響効果のより性能の状況を確認をしているということでございますので、その確認等々については、どの程度の時間を要するのか、その後、にそういう方向でというふうなことで、もうちょっと御説明を賜りたいと。

○議長(阿部五一)

まず教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今の、（仮称）「第七小学校」用地の地域の皆様の活用でございますが、グラウンドゴルフ等、多くの方々に活用してもらっています。なお、一部整備はしているわけですが、その他については、全体を見て、あるいは地域の環境というようなことも考えあわせながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

石橋議員の方から、確認の時間というふうなことでございますけれども、この間、説明会があった際、石橋議員はいらっしゃったかと思うのですけれども、あのくらいで、確認は恐らくできたのではないかと思います。

ただ、確認は確認ですけれども、それなりの人しか確認していない、要するに、あのときは、二つのグループぐらいにしか声をかけていませんし、議員の方々にも声をかけたかと思っておりますけれども、できれば、私は、今度の3月号の広報誌で、ああいう確認をしたということは広報誌で知らせることにはなっておりますけれども、広く市民の方々に知っていただくようなきっかけづくりを、できれば4月号あたりの広報誌に載せて、いついつ、そういうことで、文化センター大ホールに集まってくださいということで、一番は、やはり市民がいかに文化センターの大ホールがすぐれているかということ、知ることだというふうに思います。

知っていただいて、それを胸を張って、ほかの市町村の方々、あるいは県外の方々に、市民自身がPRしていくというふうなことが、まず基本ではないのかというふうに思いますので、ぜひその作業もやっていきたいと思っております。

当然、それなりの企業でないと、ブランド化が図れないということでございます。

これの、私が思ったきっかけというのは、文化事業協会がありますが、文化事業協会、昔はそれなりの基金で、それだけの積んだ基金がありまして、その利子の運用だけで文化事業が営めた時代がありました。本当に懐かしい思い出でございますけれども、今は、文化事業のこの協会の基金が、だんだん、だんだん減ってきたというふうなことでございまして、できればそれなりの、年間幾らというお金がいただければ、文化事業協会も弾みがつくのかという思いがきっかけでございましたので、安定的な命名権売却ができれば、それに弾みがつくのかなという思いでございまして、ぜひその確認の時間等、その辺のことを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

19番石橋源一議員。

○19番（石橋源一議員）

（仮称）「第七小学校」予定地の一部整備でございますけれども、ぜひ地域の方々の御意見をいただきながら、これは最終的には市民の健康に結びつくわけですから、簡単な整備でございますので、ぜひよろしく検討を賜りたいとこう思います。

それから、ネーミングライツについては、決して私は財政的なことだけではないのだということは、市長も御理解されておるようでございますので、どうぞ、3月号の広報誌なり、4月号あたり等々の、市長のお考えをぜひ実施していただきたいと、このような思いで、質問を終わります。

○議長（阿部五一）

以上で本日の一般質問を終わります。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明2月23日から2月24日までは休会といたします。

来る2月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後3時27分 延会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年2月22日

議長 阿部 五一

署名議員 相澤 耀司

同 松村 敬子